

厚岸町議会 第2回定例会

平成26年6月19日

午前10時00分開会

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書を再び議題といたします。

本件につきましては、昨日開かれた本会議において、厚生文教常任委員会に付託し、会期中に審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

10番、谷口委員長。

●谷口厚生文教常任委員会委員長 審査報告をいたします。

厚生文教常任委員会に付託されました請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書につきましては、昨日、本委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、採択であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

●議長（音喜多議員） 日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、6番、堀議員の一般質問を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、さきに通告しました質問通告書に基づきまして、2点について質問するものであります。

1点目は、空き家等対策についてであります。

近年、人口減少の進行により、地域内において、1年以上居住実態のない住居または空き家以外の建築物で使用実態が確認できない建物等が散在し、この状況は、地域の再生と防犯・防災上、大きな問題となる懸念があると思われます。

今後、人口減少がより進んだときには、適切な対処がより困難になり、今のうちに対応を講じる必要があると思われることから、次のことを質問いたします。

ア、町内の空き家等の数並びに面積等の把握をされているかであります。

イは、新規住宅等の建築を目的とした空き家等の除却に対し、補助制度を設ける考えはないかをお聞きします。

ウは、空き家等の除却が進まない理由の一つとして、固定資産税の住宅用地の課税標準の特例制度があると思われる。除却後10年間は、更地であっても特例制度を受けられるなどの優遇措置を設ける考えはないかをお伺いします。

エとしまして、空き家等の除却等に要する費用への国庫補助事業として、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の中に「空き家再生等推進事業」があるが、この事業を活用し、空き家等の除却を進める考えはないかをお伺いします。

オは、前述のアからエのような対策を盛り込んだ総合的な空き家等対策の条例を設ける考えはないかをお伺いいたします。

大きな2点目は、鳥獣被害対策についてであります。

町は、鳥獣被害防止計画を「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、平成25年度から平成27年度までの3カ年を期間として策定しています。

本年は、その期間の中間年に当たり、被害の軽減目標の来年度達成や、従来講じてきた被害防止対策に対する課題解決のための具体的な施策等に一層の強化が必要と思われることから、次のことを質問します。

アは、被害の軽減目標に対する初年度の実績と本年度末の目標に対する達成率の予測を示されたい。

イは、被害防止対策に対する課題として、エゾシカ被害に対する侵入防止柵の設置の必要性和担い手の育成が挙げられておりますが、課題解決のための具体的な方策は、どのようなことを実施し、また、今後実施していこうとしているのかをお伺いします。

ウは、法は、具体的な措置として、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限行使ができる権限移譲と地方交付税の拡充、補助事業による支援などの財政支援、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の人材確保を掲げており、このうち権限移譲と人材確保については、当町も積極的に行っていくべきと考えますが、どうかをお伺いします。

エは、近年、ジビエ料理の人気の高まりを受け、道内でも野生鳥獣の食肉処理を行うところが増えてきております。計画においても、エゾシカの食肉などへの有効利用を検討するとありますが、今までの検討内容と今後の検討の方向性を示されたいと思います。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

6 番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の空き家等対策についてのうち、町内の空き家等の数並びに面積等の把握をされているかについてであります。町内の空き家等の把握は、職員の見回りや町民からの情報により現地を確認し、その把握に努めております。

平成21年度と平成23年度には、担当課が空き家の件数のほか、利用中の家屋等で建築材料が飛散するおそれのある建物の調査と所有者や管理者への指導を行っております。

なお、資料についてであります。町内の空き家等の数は地域別に整理しておりますが、面積等の把握はしておりませんので、ご理解願います。

次に、新築住宅等の建築を目的とした空き家等の除却に対し補助制度を設ける考えはないかについてであります。町では、住宅の耐震化率の向上を目的として、平成20年度から厚岸町既存住宅耐震改修費補助金を、さらに、平成25年度から解体工事費補助金を追加し、「厚岸町既存住宅耐震改修費及び解体工事費補助金」として、その制度の運用を図っております。

なお、空き家等の除却に対する補助の対象については、町内に居住し、町内に新築住宅を建設または購入される方で、現在住んでいる自己所有の住宅が昭和56年以前に建設され、耐震性がないと確認された住宅の解体工事費として、補助上限額は20万円としているところであります。

次に、空き家等の除却が進まない理由の一つとして、固定資産税の住宅用地の課税標準の特例制度があると思われる。除却後の10年間は、更地であっても特例制度を受けられる等優遇措置を設ける考えはないかについてであります。ご質問の内容の一つは、家屋がある土地の固定資産税にかかわる課税標準額には6分の1に軽減される特例措置があり、家屋を除却して更地にした場合には特例措置が適用されなくなるということについて、空き家等の除却が進まない理由の一つではないかということですが、都市部などにおける地価の高い土地においては、6分の1の特例措置の効果は大きいと思っております。

しかし、町の地価の状況からは、家屋にかかわる税負担がなくなる相当分程度の効果にとどまっていることから、空き家等の除却が進まない大きな理由とは捉えておらず、税制上の特例措置の検討はしておりません。

次に、空き家等の除却等に要する費用への国庫補助事業として、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の中に空き家再生等推進事業があるが、この事業を活用し、空き家等の除却を進める考えはないかについてであります。社会資本整備総合交付金の事業である空き家再生等推進事業については、不良住宅と空き家住宅に加え、空き建築物が対

象施設に追加されるなど、事業要件が拡充されてまいりました。

この事業には、空き家の改修を行い、地域の活性化に資する施設に利用する場合の改修費等に対応する「活用事業タイプ」と、跡地が地域活性化のために供される場合に、除却費用等に対応する「除却事業タイプ」があります。

いずれも空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用または除却を推進すべき区域として、法律に基づく地域住宅計画または都市再生整備計画に定められた区域が社会資本整備総合交付金の事業の対象とされるところであります。純粋に解体工事費の補助金ではないことをご理解願います。

次に、前述アからエのような対策を盛り込んだ総合的な空き家等対策の条例を設ける考えはないかについてであります。建築基準法という既に存在する法律でさえも難しい事案であります。条例を制定することで、どの程度効果があるのか疑問も残るとの意見もあり、現在、空き家等対策の推進に関する特別措置法案が国会に提出される見込みとの情報もあることから、まずはその動向を注視してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の鳥獣被害対策についてのうち、初めに、被害の軽減の目標に対する初年度、平成25年度の実績と本年度末での目標に対する達成率の予測を示されたいについてであります。平成25年度の鳥獣被害については、エゾシカによる農業被害が面積で949ヘクタール、金額で2億7,546万円、カラスによる乳牛、子牛の被害が頭数で30頭、被害額で300万円となっております。

なお、ノイヌ及びキツネによる乳牛、子牛の被害については、有害駆除の実施効果によって、平成25年度の被害報告は受けておりません。

本年度末での目標に対する達成率の予測については、エゾシカによる平成25年度の農業被害額が平成24年度の2億9,528万円から1,982万円減少し、被害の減少傾向が見え始めているものの、計画の基準値である平成23年度の被害額の2億57万円よりも増えている状況から、まずは平成23年度の基準値まで戻すことを平成26年度の目標としております。

また、ノイヌ、キツネ及びカラスによる乳牛、子牛の被害は、平成27年度の目標値を達成しておりますが、引き続き有害駆除を継続実施し、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、被害防止対策に対する課題として、エゾシカ被害に対する侵入防止柵の設置の必要性和担い手の育成が挙げられているが、問題解決のための具体的な方策はどのようなことを実施し、今後実施していこうとするのかについてであります。まず、侵入防止柵については、限定した場所においてエゾシカの侵入を防ぎ、被害を防止するには効果的であり、昨年度は釧路太田農業協同組合が事業主体となり、21件の組合員がバンカーサイロ、ロールパック、スタックサイロなどの飼料置き場周辺を中心に、総延長1万427メートルの金網柵や電気柵を整備しております。

また、厚岸町森林組合が事業主体となり、16件の組合員が造林植栽地に総延長2万1,186メートルの侵入防止柵を設置しております。

今後も農協や森林組合と連携を図りながら、補助金等を活用し、侵入防止柵の設置を図っていききたいと考えております。

担い手の育成については、厚岸町野生鳥獣被害対策協議会が中心となり、毎年、狩猟免許出前教室の開催や新規狩猟免許取得者に費用の助成を行っており、昨年度は2名、今年度も既に1名が狩猟免許を取得しており、新たな担い手として有害駆除に従事しているところであり、引き続き支援していきたいと考えております。

次に、法は、具体的な措置として、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限行使ができる権限移譲について、当町も積極的に行っていくべきと考えるがどうかについてであります。町の計画にある対象鳥獣のうち、カラスは昭和62年度に、ノイヌ及びキツネは平成9年度に捕獲許可の権限移譲を受けております。

なお、エゾシカの捕獲許可の権限移譲についてであります。以前は申請から許可までかなりの時間を要していたため、市町村が権限移譲を受けることにより、スムーズに捕獲許可を出すことができるメリットがありました。

しかし、現在では、道において迅速に捕獲許可を出しているため、権限移譲のメリットはなく、さらに、エゾシカは、季節変動で広域にわたり移動することから、北海道全体の問題として道が総合対策を講じ、各市町村との連携をとった中で進めることが大切であると考えておりますので、引き続き道の捕獲許可のもとに連携をとりながら対策を図っていききたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の人材確保を掲げており、当町も積極的に行っていくべきと考えるがどうかについてであります。厚岸町では、平成9年に厚岸町野生鳥獣被害対策協議会を組織して、これまでエゾシカの駆除に当たってきておりますが、今後は、鳥獣対策実施隊を組むことにより、さらに公務災害に対する補償や狩猟税の軽減措置、銃の免許更新時の技術講習免除などのメリットも大きいことから、現在、猟友会などの関係機関と今年度中の設置を目指して検討しているところであります。

次に、近年、ジビエ、狩猟で得られた野生鳥獣の食肉料理の人気の高まりを受け、道内でも野生鳥獣の食肉処理を行うところが増えており、計画においてもエゾシカの食肉などへの有効利用を検討するとあるが、今までの検討内容と今後の検討の方向性を示されたいについてであります。鹿肉のジビエについては、管内では釧路市阿寒町や白糠町などで民間運営している食肉加工施設はありますが、銃により捕獲したエゾシカについては、迅速な運搬により、2時間以内に持ち込むことが当該食肉加工施設の受け入れ条件となっており、厚岸町からの搬送時間やコスト面を考えると、かなり難しい状況から、現在、ジビエとしての有効活用はしておりません。

しかし、増えたエゾシカは、駆除するだけでなく、貴重な自然資源として活用し、その結果、個体数調整につながり、エゾシカと人間の共生が図られることが理想であり、引き続き、道や近隣市町村など関係機関と協議しながら食肉の資源活用の検討をしたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず、空き家等対策についてから聞いていきたいと思います。

資料は、あくまでも市街地区の調査ということの中で、60戸が資料として挙げられているのですが、これは、そうすると、目視や近隣からの聞き取りとかといった中で、所有者というのがきちんと特定されているのかというのがまず一つ心配としてある。

また、除却をしていくということを考えていったときには、やはり、面積等もきちんと把握をしていかなければならないと思うのですが、それらについてはされていないようですので、今後、それらをしていくのかどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

また、定住対策としての除却の事業として、答弁には昭和56年以前に建築された建物の耐震無いということに対しての除却に対しての助成があるというだけで、仮に昭和56年以降の建物でも、今後、除却していこうとかといったときには、じゃ、当然、受けられないという話になりますよね。

私がここで言いたかったのは、定住対策、とりわけ若年層というか、担い手層と言ってもいいのかもしれませんが、そういう人方が親の家を壊して、またそこに住み続けるために家を建てようとかといっても、なかなか、この除却費用というものが高額にもなることから、それならば、むしろほかの地域のほうに移って家を建てようかというような、当然、親も住んでいればなおさらそういうことがあって、親と2世帯で一緒に住むのじゃなくて、親はそちらにいても子供は地域を別にしてといった中では、そうすると、古い地域に限ってどんどん、空き家として、将来的にはなる可能性というのが、実際に、空き家の対策のものを見ても、湖南地区側のほうが比較的多いのかなというふうには思うのです。湾月町が12件、若竹が8件とか、奔渡も8件とかといった中で、また、門静も6件といった中であれなのですが、やはり、そういうふうに新興住宅街を比較的抱えている真竜地区においては、まだそれほどの空き家というものが少ないかもしれませんが、やはりそういうような理由の中でも、やはり空き家がどんどん増えていってしまっているんじゃないのかなというふうに思うのです。

それで、あと、ちょっと確認したかったのは、この空き家なんですけれども、これは住宅に限っているのか、それとも、私のほうでは空き家以外の建物等で使用実態が確認できない建築物、これもこの数の中に含まれているのか、ちょっと確認ができないので、教えていただきたいなというふうに思います。

余り次々と言ってもあれなので、まずはこの辺で、ひとつ、1回目は聞きたいと思いますので、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、調査につきましては、この資料のとおり、現在のところ、この記載の主な市街地の調査にとどまっているところでございます。計60件のうち五、六件につきましては、所有者が不明という状況で調査を一時中止しております。

また、所有者に関しては、その発見のときに、建築基準法によるきちんとした管理をしましょうという、そういった法律について、遵守していただきたい旨をお知らせし、所有者不明については、郵便物が返戻されているという状況でございます。

次に、面積については、これは、私ども税に頼るほかないとしますと、その面積を知る余地は実はないわけでございます。これについては、現在進まないのかなというふうに思っております。

それから、昭和56年から今日において、この間に建てられた建物、これについての空き家対策、除去対策、これについては、まだ検討はしてこなかった状況でございます。

それから、この資料については、住宅の空き家と、それから一部、住んでいても、不良住宅というのですか、居住するに適さないような住宅も若干入ってしまして、そのほか、工場であるだとか、そういうものも含んだ数字とさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 わかりました。

それで、資料のほうとしては大体理解したのですがけれども、空き家対策として、もう少し、先進事例といったものじゃないんですけれども、例えば若年層、担い手世代が除却をして、そこに新たに家を建てようというような場合のところで、ある市では、まず、20万円を補助しますよと。そして、なおかつ除却費用の7割、70万円までを上限として補助しますと。計90万円です。なおかつ、その後の建築を町内の、参考にして見たのは市なんですけれども、市内業者に建築を依頼した場合には30万円、計120万円の助成をしますよというような事業も、実際に既にやられているところというのたくさん、100万円ぐらいの助成をしようというような市町村というのは結構あると思います。東京の区のほうでも、やはり、親の家を壊して、そこに新たに建てようとする場合には100万円とかというような区もありますし、やはりそのような形の中でもやっていかなければ、どんどん区域内に不良住宅というものが増えていってしまうというような状況があると。これはやはり、結構危機感を持っているのは、都市部のほうがより危機感を持っているのです。

ただ、実際には、私たちの町のような過疎地のほうが人口の減少率が激しいわけで、それを考えていったときには、やはり、大変かもしれませんけれども、この対策というものは、やはり考えていかなければならないんじゃないのかなというふうに思うんです。

今、人口が1万人ちょっとといった中で、これが1万人を切って、9,000人、8,000人となっていく。どんどん、空き家も増えるでしょうし、また、スペース的にもあいてくることが想定されるのです。そうしたときには、わざわざ除却をしなくても、容易に建築地を求めることもしやすい状況というのが見えてくるわけなのです。そうすると、除却しない建物というのがどんどん不良債権化になってしまうと。台風や強風、また、大雨や何かのときにも、ほったらかしにされている空き家が近隣に大きな被害をもたらすということだって当然十分考えられるわけなので、そのためにも、この対策というものはやはり、今の段階で、まだ1万人ぐらいの人口のある、この厚岸町の段階で考えていかなければならない。これが8,000人、9,000人になってからやろうとしても、効果を生まないというふうに私は思うので、やはり今の段階じゃなければこの対策というものを打ち出せないんじゃないのかなと思うので、ぜひ検討してもらいたいなというふうに改めて思うわけなのであります。

次に、ウとしての、税法上のものを聞きました。この中では6分の1の特例制度を、やっても余りメリットがないんじゃないかという、地価が安いのでということなんですけど、6分の1だけじゃなくて、当然、6分の1は小規模住宅用地の特例制度ですけども、それ以外にも3分の1というものもありますよね。それをあわせての試算というのは私もしたことはないんですけども、ただ、やはり、除却しよう、また、建物を壊そうかなというふうに考えていったときに、いやいや、建物があったほうが結果的に固定資産税も安いんだというような認識というのは誰もが持っているんです、この特例制度のおかげで。

実際に、除却費用と今後の税負担の増加というものを考えていったときには、早急に使う予定がなければ除却しなくてもいいという、どうしても考えに至ってしまう。そういった中で除却が進まないというのは、これは都市部だけじゃなくて、やはり、こういう地価が低くても、固定資産税というものはある程度はかかるんですから、やはり、そういった中では、その意識というのは働くんじゃないのかなというふうに思うんです。

10年間の特例制度の延長、私、その辺で聞いたんですけども、例えば46条の次条には47条があって、これには固定資産税率もありますよね。同じような形の中では10年間税率を低くするとかというような方策だって当然考えていってもいいんじゃないのかなというふうに思うんです。

これらを総合的に考えていって、やはり除却対策というものを考えていかなければならないというふうに私は思うんですけども、メリットがないというふうな現状の考え方からいけばそうなのかもしれませんけれども、でも、当然、やって、効果がないわけじゃないと思うんです。意識としては、当然、いやいや、壊しても、負担増になるのはあくまでも除却費用だけなんだといった中では、そうなってくると、除却しようという意識だって当然芽生えてくると。そういう動機づけをするためにも、このような方策というものが可能じゃないのかなというふうに私は思うので、どうなのか改めてお伺いしたいと思います。

また、エは、空き家再生等推進事業というのがあって、これは、国が10分の4、そして自治体が10分の4ということで、個人負担が10分の2でいいという、20%の負担でできるというような形の中でなっているんですけども、答弁の中では、社会資本整備の総合交付金事業の中で、法律に基づく地域住宅計画に向けた都市再生整備計画に定められた区域がこの事業を受けられるということになって、ご理解いただきたいというふうになっているのですけども、それは十分私も、ごめんなさい、この事業をやるには、これらの地域住宅計画や都市再生整備計画をつくらなければならないというのは知っております。だからこそ、それをつくってこの事業をやってはどうかというようなことを言っているのです。

先ほど言いました、例えば湾月町とか若竹とか、奔渡とかもそうなんですけども、地域として空き家がだんだん多くなっている地域、これらについては、都市再生整備計画事業というものを起こした中で、これをやるのが可能じゃないのかというふうに私は聞いているので、その点について、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

また、オです。最終的には、それらを盛り込んだ条例というものを私はつくるべきじゃないのかなというふうに思うんです。

例えば、先進地によって、最近よく耳にするのが、空き家として、また、不良住宅としての建築基準法などによっても対処、撤去をお願いしてもされないようなところ、危険性のあるところについては行政代執行というものをやって、そのための条例というものを設けてやっているところもあるのですけれども、私も、この行政代執行については余り肯定的じゃなくて、むしろ否定的な考えのほうが強いんですけれども、ただ、いずれにしても、答弁にもあるように、今、国のほうでようやく特別措置法の法案が提出されるというような情報になっております。そういった中では、まずはその動向を注視してというふうになっているのですけれども、この法律が当然でき上がった段階では、今度は町がやる気を持つかどうかというような話になると思うんです。やはり、町に実施の意向というものがなければ、どうやっても、国が法律をつくったって、町がやると言わなければやれないわけなんですから、やはり、ここはもっと前向きに、少なくとも法律ではいろいろなことが検討はされていっております。

例えば、先ほど言った空き家等の把握です。税情報の活用というのは、地方税法の第22条の守秘義務があって、税情報の流用というのができないというふうになっているんですけれども、この空き家の特別措置法では、それらも活用できるようにしようというような動きもあるようです。

また、特別措置法の中には、費消事件の手續というものについての財産管財人の選任手續の簡素化というものが盛り込まれるような情報も得ております。例えば、先ほど言われたとおりに所有者がはっきりとしないといった中では、民事訴訟法なんでしょうけれども、相手方を財産管財人として特定した中で、処分等についての手續を行っていくというようなものも法律の中では検討されているようです。

せっかくそのように国がやろうとしているのですから、国の法令の完成を待っても、遅くとも、やはり、そのときには条例として走り出すような、そのくらいのものを、前述しておりますけれども、やはり空き家対策というものが本当に急務だと思うので、やはりその検討というものは今からしていかなければならない、国の法律の制定がなったときには、すぐさまそれらを盛り込んだ条例というものが走り出すことができるくらいの準備、対処というものをしていかなければならないと思うんですけれども、これについてもお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からは、税制上の取り扱いについてご答弁申し上げます。

ご質問者が言われるように、小規模住宅用地の課税標準の特例、これについて、ご質問者が言われるような議論が全国的に出始めているということは私も承知しているところでございます。

それが我が町にとって当てはまるかという部分については、1回目の町長で答弁したとおりなのでございますが、もう少し具体的に、事例を出して紹介させていただきたいと思っておりますけど、2件ほど試算いたしました。

1点は、これは、今、家屋があるのですが、築46年ほどたった家屋を例にして計算いたしました。この場合は、3,000円、現在、土地と家屋を合わせて8,000円程度の課税な

んですけど、これが、家屋を撤去することによって5,000円程度の課税に下がると。特例がきかなくなっても、家屋に対する課税がゼロになりますから、逆に8,000円が5,000円に下がるという例がございました。これは、今現在ある家屋です。

それから、去年撤去された、これは49年建ての建物だったんですけど、これはちょっと土地の面積が100坪ほどあったところなんですけど、この場合は、3万円ほどの課税だったものが、撤去することによって3,000円ほど税金が上がってございます。これは、撤去されているのです。この方は、税金が上がるということも承知していた方です。というのは、どうなるかというのを聞いてきていました。

そういう事例もあるということで、これが厚岸町にとって家屋の解体が進まない大きな要因ではないのではないかというのが1回目の町長の答弁だということで承知していただきたいと思います。

それで、税制上の取り扱いなんですけど、これは、特に地方税の税率、それから課税標準、これについては、財政上の理由だとか経済の理由、それから租税政策、これに基づいて国が決定することになっているのです。国が法律で規定して、それに基づいて地方自治体は条例で定める、これで初めて税率とか課税標準が定まるという手続になっておりまして、地方公共団体の裁量の余地は、この部分についてはないということになってございます。

そこで、ご質問者も情報をとられているようでありますが、議員立法として特別措置法が必要ではないかと、この部分については。盛り込む動きがあったようでございますが、ただ、これは非常に難しいということが何か議論の中でわかったようでございます。いわゆる危険な状態になるまで空き家を放置していた人が優遇措置を受けることになり、公平な税制措置にはならないおそれがあると。いわゆる、そういう状況になるまで放置するという人も今度は出始めるのではないかとということです、一方では。

そういう危険な状態にあるという認定をどういうふうにするのだとか、やっぱりこれは、公平な税負担を求めるには非常に難しい、困難な作業になるということがわかったということで、この法案には、表現としては、具体的な税制上の規定は盛り込まないという案に収れんされようとしているようであります。それで、抽象的な表現として、必要な税制上の措置を講じるという法律案になろうとしているというふうに聞いていますし、今国会での上程は、いろんな問題がわかってきたので断念したという情報であります。これも町長の答弁にあったとおりなのでございます。

ということで、非常に税制上、この問題に対応するのは難しいということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、費用の助成の関係をご質問されているところでございます。

これにつきましては、町は、空き家対策を前面に出した制度とはなっておりませんが、住宅の新築奨励というのでしょうか、あるいはリフォーム、そういうものをお願いしたいということで助成制度をやらせていただいているところでございます。

この中で、本年、平成26年度から、新築住宅に対しましても、1件、限度額20万円という助成を予算議決いただいております、スタートをさせていただいているところでございます。

先ほどの改定につきましては、昭和56年以前のものという区切りがございますけれども、このような対応を図っているところでございます。

それで、その昭和56年以降の建物については、具体的にまだ検討しておりませんので、今後、長い目で見て、こういった空き家対策の一つとして考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

それから、再生事業の関係でありますけれども、2割負担の関係です。

それで、計画区域につきましては、これはまず手続についてご説明申し上げます。

北海道へ確認しましたところ、北海道においては、各市町村でこの計画を作成しなくても、北海道の計画の中に盛り込むことができれば、それでよしという回答をいただいております。

それで、まだその計画策定はしておりませんけれども、議員おっしゃるとおり、計画を決めてから着手するものでありますけれども、その公共性というものを、必要な役割をこの空き地に求める、こういったことがまだ、具体的な構想がございません。

それからまた、空き地においても、1戸部分の敷地しかないだとか、そういった部分の活用と、あるいは広範囲にわたる空き地が確保できるという、こういった空き地の土地利用の関係も、やっぱり十分に検討する必要があるなということで、この事業については、そういった公共目的をまず見つけ出すというか、そういったことの中で進めることが可能ではないかなというふうに考えてございます。

それから、条例の関係でございますけれども、町のやる気ではないかというふうにおっしゃっていただきました。確かに、そうかもしれません。

それで、条例で規制措置を定めることのメリットでありますけれども、これは、国土交通省の住宅局のほうでおっしゃっているような内容でございますけれども、まずは空き家対策の担当者が一本化されることと、それから、行政が空き家対策に取り組むことが市民に周知されることと、この2点が考えられると、こういうようなことをおっしゃっているようでございます。ですから、条例はつくっても、直ちにそれが強制力を持って進むかどうかとなると、やはりそれが代執行になるわけでございます。

その代執行については、現行法でも、厚岸町は一部できるものがありますけれども、大きな建物になりますと、そういう権限がございませんので、北海道にお願いするということになるのですが、実質的には相当高度な、客観性に基いた代執行の判断と、いわゆる危険度の基準というのでしょうか、そういったものの判断が相当難しいということでもあります。

また、加えて、代執行を行えたとしても、その資金を回収することがお約束できない。ですから、行政で出しっ放しといいますか、その資金を回収するすべがないと。そうすると、なかなか、二の足を踏むというのが実態のようでございます。

それから、守秘義務の関係が出ました。これは、やはり、法律に私どもも期待するところでありまして、そういった税情報、この目的の範囲内で一定程度許される、実は法案になっているようでございますので、そういう法案ができれば、この守秘義務は

解決できるのかな、いわゆる具体的な土地利用計画も立てやすくなるのかなというふうに考えます。

それから、法律に先立ち、きちっと条例案を構築しておくべきだということであります。

これも、いろんな他町村の先進事例も見させていただきますと、やはり、解体に対する費用の補助だとか、あるいは寄附をしていただいて、一定の条件が合えば寄附を受けますと、それに対して行政が費用負担しますと、そういった制度があるようでございますけども、中には行政代執行の規定を盛り込めない条例も見受けられます。ですから、それぞれの町で相当いろいろ考えて議論をしているのだなというふうに思います。

ですから、そういった関係で、当町で実効性のある条例案を先行的につくるということは、なかなか難しい、まずは法律でどの程度進めていただけるのか、そこら辺もやはり重要なことだなというふうにお答えしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 何とかこの問題については問題意識を持ってもらった中で、さまざまな対応というものを今後検討していってもらいたいなというふうに思うわけであります。

2 点目に行きます。あと10分ほどだとは思いますが。

鳥獣被害対策です。結果的に、エゾシカの駆除も25%の計画目標を立ててやっておられるのですが、平成23年度からの基準からすると、はるかに及ばないような感じの中で、達成としてどうなのかな、やはりもっとやらなければならないんじゃないのかというものを私も思ったもので、今回、実際に、農業被害もそうですし、市街地に出る鹿の数とかも全然減っているという感覚というものが町民感情としても感じられないといった中で、今回、この質問をさせていただいたのです。

それで、幾つか聞いているんですけど、余り時間もないので飛ばさせていただくんですけども、まず、鹿の防護柵について、初年度目が2万キロ、本年度が1万キロ計画されているというもので、実際に昨年度も、答弁の中にも1万427メートルの金網柵の実施というものがされているということの中でやられているんですけども、これは、あくまでも農協とか森林組合が事業主体となる事業、これに対しての町の負担補助というものはされているのかどうなのかというものを確認したいなというふうにまず思うのと、それと、計画の中で1万メートルとかというふうになっているんですけども、私が今回、一つの対策として思い浮かんだのが、湖南地区のエゾシカの対策としては、厚岸湖から太平洋に向かって、末広集落の例えば向こう側のほうに向かって金網柵をすると、主に道有林だと思うのですが、これをやることによって、圏域内で、隣との移動というものを極力制限した中、駆除効率を上げるということの中では、これをやることによって、湖南地区の鹿の問題というのは大幅に軽減できるんじゃないのかなというふうに私も思ったものですから、今回これをお聞きしたんですけども、まず、これについてもどうなのかというものを、実行の可能性としては考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご質問いただきました、まず1点目ですけれども、エゾシカの状況ですけれども、前回の議会の中でもご説明申し上げた経過がございますが、平成24年度の全道的な駆除につきましては、14万4,000頭の駆除を行っておりまして、前年、平成23年には13万7,000頭ということで、7,000頭多く駆除がされているところでございます。

平成23年度末の段階では、約64万頭が北海道内全域で推定されていたところでございますけれども、そのうち東部、東部といいますのは釧路、根室、十勝、オホーツク管内の状況でございますけれども、こちらの中でも約27万頭、これが平成24年度につきましては減少傾向になりまして、先ほど言いました5万頭が減りまして、全体では59万頭、東部地区におきましては23万頭ということで、4万頭削減されてきているという状況にあります。

これは、北海道での第4期エゾシカ保護管理計画、この計画につきましては、平成24年から平成28年までの5カ年計画の中でございますけれども、個体数整数の関係につきましては、推定生息数という中でそれぞれ計算をしておりますけれども、現状、平成24年の59万頭、さらには、平成25年度につきましては6万頭削減で53万頭ということで、最終的な平成28年の5年目、最終年度につきましては、38万頭までの削減ということで計画を立てているところでございます。

このような実態の中から言いまして、現実部分で、確かに5万頭の削減はされてきておりますけれども、厚岸町内においての中で実質どうなのかと言われますと、なかなか、私ども見た中でも、大きな駆除、平成25年度の予算から、過去1,000頭の駆除から予算づけを議会のほうでもご承認いただきまして2,000頭にふやした中で、先ほど町長の答弁にありましてとおり、約1,900万円程度、被害額としては減少傾向が初めて見られている状況ではございますが、やはり、厚岸町だけではなく、今後とも北海道を中心とした中で、それぞれ駆除を行っていかなきゃならないというような現状にあるかと思えます。

次に、防護柵の関係でございますが、これは、鳥獣被害防止総合対策事業としまして、平成25年度からの事業ということで、先ほど質問者におっしゃっていただきましたとおり、当初、昨年、農協のほうが事業主体となりまして、各組合員からの聞き取り等を行った中で計画を立てておりますが、当初計画は、平成25年度、27キロ、2万7,000キロ残る中で、平成26年、平成27年については、各1万キロ、10キロという計画が出されてきたところでございますけれども、実体的な中で、ことしの実施につきましては、改めて農協のほうから各組合員のほうに要望等を取りまとめたところでございますけれども、今年度に限っては応募がなかったというふうに聞いております。ですが、今後とも、自分の、特にバンガーサイロとか飼料保管をされているエリア、さらには草地もございます。守るべき場所がある限りは、この制度もつくった中、活用できますので、引き続いて要望等があれば、私どもも総合振興局との調整に入りたいと思っておりますし……（「町の補助があるか」と呼ぶ者あり）それで、この防護柵の関係につきましては、2分の1補助でございまして、これは、全て国の補正でなっておりまして、北海道から補助されている状況で、町のほうの持ち出しはございません。

柵につきましても、自力施工につきましても、上限単価はございますが、金網柵であれば2,250円ということで、自力施工、直営で行う場合につきましても、資材のみ100%補助と。工事を委託する場合については、5,700円を上限にしまして、3,135円ということで、55%ということで、2分の1ということでございますけども、厚岸におきましては、条件不利地ということで、山村、過疎地ということで上乗せ5%になっているという状況でございます。（「町の補助は」と呼ぶ者あり）それと、町の補助はございません。あくまでもこの事業の中で実施をしていただいているところでございます。

それと、3点目の中で、厚岸湖から太平洋に面した中でのこのような侵入防止柵、金網柵を道有林を中心に設置することが可能なかどうか、可能性についてのお話でございます。

現在、湖南地区の被害地駆除につきましても、6カ所の限定した場所において実施しておりますけども、ご質問ありましたとおり、道有林を分断するような中での侵入防止柵についてでございますけども、北海道では年間2万3,000件の事故があります。このうち35%が釧路、根室管内におきまして発生しております。平成23年度の釧路管内でのエゾシカ事故につきましても、前年359件に比べまして232件多い591件ということで、他の振興局よりもかなり多い発生状況となっております。特に、道道の中でも釧路・鶴居・弟子屈線、それと別海・厚岸線が事故が集中しているところでございます。

このことから、北海道釧路建設管理部におきましても、現在、管内においてのエゾシカ事故対策につきましても検討を行っております。道道別海・厚岸線など重点区間5路線8区間で防護柵の設置を検討しているところでございます。

厚岸町では、道道別海・厚岸線の中で、東梅地区というような中での位置づけをされておりまして、今、検討されている中は、大体17.5キロくらい、それが浜中側までつながっていくと。途中の市街地がございますので、全てつながるといような計画にはなっていないと思いますが、これが、ことし、基本計画を作成した中で、平成28年度から実施をするということで情報を得ておりますが、今後また、いろいろと情報収集した中で、ぜひ具体化するような形で要望を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 申しわけありません。もう時間もないと思うので、これでやめたいと思います。

まず、なかなか被害の減少がない、また、農家のほうの要望もないといった中で、今年度予定がないというんですけども、やはり、被害を抜本的に減らしていくためにも、町側も負担というものも少しは考えていかなければならないんじゃないのかなというふうには思います。今後の課題として検討していただきたいなというふうに思います。

2点目は、私が聞いたのは、道道の防止柵じゃないんですよ。要するに湖から太平洋側のものなので、それが可能かどうかというようなことの中で聞いているので、やはり、それができるかできないかといったものの中では、今後の検討としてはやる価値があるんじゃないのかなというふうに私は思うので、検討していただきたいと思いますというふうに思います。

また、担い手対策として、今検討されているのは、猟友会などと一緒に、今年度中の設置を予定している鳥獣対策実施隊、これについては、私も担い手対策としても、また、駆除の実施効率を上げるためにも大きく期待していますので、これについては本当に大きな期待を寄せた中で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から総体的にお話をさせていただきたいと思います。

まず、空き家対策ですが、これは私も、まちづくりにとっては重要な課題であると、そのようにまず考えております。といいますのは、先ほどは防犯、防災というお話でありましたが、やはり景観にも極めて大きい影響があるという私は認識をいたしている次第でございます。先ほど担当課長から答弁がございましたとおり、昭和56年以前の問題じゃなく、それ以後についてもいろいろと検討していかなきゃならんだろうと、そのように認識をいたしているところでございます。

また、鹿の関係であります。地上による駆除だけでなく、やはり自衛といいたしうか、柵を含めて考えていかなければならない時代に来ていると、そのように考えております。特に、残念なことに、厚岸だけに鹿がたむろしているということであればいいんですが、広範囲にわたる鹿でございます。出入りが激しいわけでありまして。そういうことを考えますと、厚岸は当然、いろいろな対策を講じておりますが、やはり北海道全体でこの問題は対応していかなければならない課題であります。厚岸町としては何ができるか、今、ご指摘がありました点を含めて、これから検討していきたい、そのように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、6番議員の一般質問をこれで終わらせていただきます。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について質問をいたします。

1点目は、矢臼別演習場における米海兵隊の実弾砲撃訓練についてであります。

在沖縄米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散・実施に係る平成26年度の訓練計画がこのほど発表されております。そのうち矢臼別演習場においては、8月中旬から9月中旬と予定が示されておりますが、住民の安全を確保するため、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目は、昨年の訓練では、公開訓練の最中に演習場外への誤射があったり、海兵隊の車両がトライベツゲートから場外に出て牧草地に入り込むなど住民に不安を与えました。以前には、野火の発生もたびたび起きておりますし、今年度の訓練については、関係自治体として、北海道を含めてどのように対応されていくのか、お伺いいたします。

次に、今年度の訓練では、ブリーフィング、訓練の公開が行われるのかについてであります。これについては公開を要請すべきではないのかということをお伺いをいたし

ます。

次に、2点目、就学援助制度についてであります。

平成25年度の8月の生活扶助基準の影響について、非常に懸念がされております。厚岸町の就学援助の対象費目と費目ごとの支給方法、費目ごとの単価がどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目は、先ほど申し上げました生活扶助基準の影響が厚岸町にはどのように出ているのか、また、それに対して厚岸町はどう対応されるのかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の矢臼別演習場における米海兵隊の実弾砲撃訓練についてのうち、初めに、昨年の訓練では、演習場外への誤射があったり、海兵隊の車両がトライベツゲートから場外に出て牧草地に入り込むなど、住民に不安を与えるものであることから、今年度の訓練については、関係自治体として、どのように対応されるのかについてであります。北海道と厚岸町、別海町、浜中町、標茶町の関係4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議では、演習場外への着弾事故、米軍車両の民有地進入事案とともに、起きてはならない重大な事故、事案であったことを踏まえ、昨年の訓練終了後、速やかに北海道と関係4町の担当課長等で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議幹事会に課題の洗い出しと今後の取り組みの方向性の検討を指示し、その後、当幹事会から挙げられた課題と今後の取り組みの方向性を協議した上、昨年12月25日の会議において、この課題等を北海道防衛局との間で確認したところであります。

その内容を申し上げますと、1点目が、速やかな情報提供等として、事件・事故の際の速やかな情報提供等、2点目が、北海道及び4町と国との情報共有・連携として、年間の訓練計画や業務スケジュール等に関するガイダンスの実施及び情報共有のための北海道及び4町と北海道防衛局による会議の開催、3点目が、事故発生時における対応として、事故発生時における北海道と4町の現地派遣職員と北海道防衛局との速やかな仕組みづくりなどの検討、4点目が、訓練時における安全対策の公開等として、ブリーフィングの確実な実施と再発防止策の履行状況の公開の4点であります。

この課題に対し北海道防衛局は、1点目の速やかな情報提供等に対して、事件・事故が発生した場合の情報については、いかにして迅速かつ正確な情報を提供できるかが重要と認識し、自治体との連絡調整の専従者を現地対策本部に配置するなど、現地の体制や情報提供のあり方を整理しつつ、迅速かつ正確な情報提供に最大限努力する。2点目の北海道及び4町と国との情報共有・連携に対して、有意義と考えており、北海道との情報を共有する場や矢臼別演習場関係機関連絡会議幹事会への参加については適切に対応する。3点目の事故発生時における対応に対して、事故発生時にはさまざまな対応に追われることなど懸念事項もあるが、状況に応じて対応する。自治体との連絡調整の専従者を配置するなど、現地の体制や情報提供のあり方を整理しつつ、迅速かつ正確な情

報提供に最大限努力する。４点目の訓練時における安全対策の公開等に対して、地元の理解と協力を得る上で、訓練にかかわる情報提供は重要であると認識し、可能な方策について米軍との調整に引き続き努力するとしており、これらについても双方で確認をしたところであります。

また、当連絡会議では、昨年事故・事案を踏まえ、例年、訓練開始前に北海道防衛局へ行っている要請の内容をほぼ全面的に見直すことにしており、現在、幹事会において検討を行っているところであります。

次に、今年度の訓練では、ブリーフィング訓練の公開を要請すべきではないかについてであります。矢臼別演習場関係機関連絡会議では、訓練開始前に行う北海道防衛局への要請において、ブリーフィングの確実な実施と再発防止策の履行状況の公開を強く求めることにしております。

なお、北海道からの報告では、北海道防衛局と米軍による１回目の調整会議において、北海道防衛局から米軍に対し、昨年の事故後初めての訓練となるので、地元住民に十分な説明が必要であるとして、ブリーフィングと訓練公開を実施するよう強く要請したとのことであります。

２点目の就学援助制度については教育長から答弁がございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、２点目の就学援助制度についてお答えいたします。

（１）厚岸町の就学援助の対象費目と費目ごとの支給方法、費目ごとの単価はどのようになっているのかについてですが、お示しした資料のとおり、要保護者への援助対象費目としては、修学旅行費を支給しており、準要保護対象者への支給費目としては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、医療費及び学校給食費を支給しております。

支給方法につきましては、要保護及び準要保護の認定を受けようとする保護者から児童生徒の在籍校長経由にて申請をいただき、内容審査を行った上で、認定の決定をしたときは、あらかじめ保護者から委任を受けた当該学校長の口座へ振り込みを行い、学校長から当該保護者が現金で受け取る仕組みとなっております。

なお、学校給食費につきましては、当該学校長経由にて給食センターへ支払われ、医療費につきましては、教育委員会発行の医療券により受診後、受診医療機関からの請求に基づき、当該医療機関へ口座振り込みにより支払われます。

次に、費目ごとの単価についてですが、学用品費が小学校で５,６００円、中学校で１万１,０００円。通学用品費が小中学校共通で２,１７０円。ただし、小学校は２学年から６学年まで、中学校は２学年から３学年まで。校外活動費が、宿泊を伴わない場合は小学校で１,５１０円、中学校で２,１８０円、宿泊を伴う場合は小学校で３,４７０円、中学校で５,８４０円。体育実技用具費が、小学校１学年及び４学年のみの支給で１万１,２７０円、中学校１学年のみの支給で４,０００円。修学旅行費が、実施学年において、学校で定められた額。学校給食費並びに医療費につきましては、それぞれの実額を支給しております。

次に、（２）生活扶助基準の影響が出ることが懸念されるが、厚岸町はどのように対応

されているかについてですが、平成25年8月以後の生活扶助基準見直しに伴い、国は、地方単独事業である就学援助制度についても、できる限り影響が及ばないよう、各自治体に対し適切な判断を要請してきており、厚岸町でも、平成26年度当初予算において、制度見直し以前の生活扶助基準で就学援助費の支給を実施することとなっております。

このことにより、平成25年度と同様の生活状況の保護者が平成26年度において引き続き就学援助制度の申請を行った場合は、支給対象者に認定されることとなります。

就学援助制度は、児童生徒が不自由なく学校生活を送る上で欠かせない支援制度であり、厚岸町といたしましても、本制度の継続的かつ効果的な施策展開を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長から矢臼別演習場での海兵隊の砲撃訓練について答弁をいただいたんですが、初めのうちは、かなり事故だとかそういうものがなく砲撃訓練が行われていたと思うのです。ところが、最近になって、たびたび野火を発生させる、それから、昨年は最高度の訓練をしているということで、確実な砲撃が行われているようなことを盛んに言っている最中に誤射があったということで、たまたま別海町のほうに弾は飛んでいったのですけれど、それが逆に来ないという保証はないと思うのです。それと、採草が行われていなかったということから、事故にはつながらなかったというようなことなんですが、そういうことが起きたり、あるいは、自衛隊の車両が場外に出て牧草地に入り込む、これは、演習場を管理する自衛隊にも私は責任があったのかなというふうに思うんですけれど、これは、こういう事故がたびたび起きるようになると、やはり、私は、この訓練自体に問題があるのではないのかなというふうに思うのです。

それで、何で県道104号線越えの砲撃訓練がこっちに来たのかというのは、今まで何回も議論していますが、少女暴行事件だとかもありましたけれども、やはり、金武町で行われている恩納村に向けての砲撃訓練が県道104号線を通行どめにして射撃訓練を行っていることに対して、やはり、あの地域の経済だとか住民生活に非常に大きな支障を来しているということ、あるいは頻繁に山火事が発生するというようなことから、何とかしてほしいというのがあちらの住民の要望でもあったわけです。それが結果的には本道の5カ所の演習場に分散実施をするということを受け入れて、矢臼別もその1カ所になっているわけで、それが非常に、初めのうちは慎重な訓練が行われていたと思うんですけれど、回を重ねるに従って、野火の発生が頻繁に起こるだとか、誤射が起きる、あるいは場外に車が出てくるというようなことになると、やはり、私は、訓練を受け入れた際の約束事がきちんと守られていく、そういうものでなければならないと思うんです。そういうことを確実にしていただくための対応を、やはり関係自治体として、町長を先頭にして、やはりそのあたりをきちんとするというのをやっていただきたいなというふうに思うんです。

その上で、要請内容を見直すというようなことが言われているんですけれど、これは、結果的には、8月の中旬から9月というふうに今、訓練期間が言われていますよね。そうすると、その内容がどういう要請をするのかということは、私たちにはこういうこと

で要請しましたという内容を示していただく機会がないわけなんですけれど、もし内容がきちんと整って、その申し入れ等をした内容については訓練前に私たちに知らしめるようなことを行うことをやろうという考えがあるのかどうなのか、そのあたりについてはどういうふうに考えているのか、お伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

昨年事故、事案につきましては、重要なものとして受けとめ、その後、私は、北海道防衛局のみならず防衛省にも強く、今後の演習に当たっても、二度とこのようなことがないように、平成9年から行われた信頼が失われたような事案だと。やはり、今日まで、苦渋の選択で厚岸も受け入れをした。そういうことで信頼が今日まで、事故もなく保たれていたわけであります。

そういう事案が起きたということは、まことに残念であり、当時の隊長にも強く私はその旨を申し上げたところでもございます。

そういうことで、今、指示いたしまして、関係4町の幹事会、先ほど第1回目の答弁でお話しいたしましたが、要請内容については当然、これは秘密事項ではありません。こういう要請をいたしましたということは、当然、これは公開もできますので、このことについては、要請文についてもお見せをすることはできると同時に、報告することもできるということでありますことをご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ひとつ、そのことについては、何らかの機会を設けていただいて、説明をしていただくというようなことをお願いしたいというふうに思います。

その上で、やはり、結果的に、防衛省だとか防衛局だとか、国の機関ですよ。そういうところとしか現実には要請ができる仕組みになっていないというような状況だと思うのです。対応も、結果的には海兵隊がするわけではありませんから、何段階かを経た上で厚岸町に答えが返ってくると。こういう仕組みも、やはり少し見直していただきたいなというふうに思うんです。そのあたりは、これでいいというふうに考えているのかどうなのか、直接物が言えるような仕組みもやっぱり大事ではないのかなと私は思うんです。それをブリーフィングだとか公開訓練だけにおさめるのか、そういうことではなくて、やはり、私は、その都度、海兵隊にきちんと説明をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどういうふうに考えているのか。

それから、ブリーフィングは、昨年、たしか行っていませんよね。訓練は公開はされていますけど。これについては、やはり、ブリーフィングは行っていただきたいなというふうに思うのですが、どうなのか、そのあたりの感触についても教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今の質問でございますが、今、具体的に、幹事会を開きながら、その課題も検討させておりますので、総務課長から、中身については直接私も聞いておりますが、詳しくは課長から答弁したほうがいいと思いますので、担当課長から答弁させていただきますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えをさせていただきます。

まず、この要請の仕組みについて、いろいろともどかしい部分も、連絡会議として、また、幹事会としても思っております。この辺については、本来、やはり、米軍のほうに直接要請をする機会というものがあればいいのでしょうけれども、今の段階としては、あくまでも防衛局に対する要請と。それで、防衛局から米軍に対しての調整会議でそのことをお伝えするという仕組みになっていること、もどかしく感じておりますけれども、今、これらについても、防衛局のほうに要請していくことになると思いますけれども、ただ、なかなか、相手が米軍ということもありますので、難しいことをまずはお答えをさせていただきたいと思います。

昨年、ブリーフィングという名前のもとに、訓練公開と同時に、その場でブリーフィングというようなことでブリーフが行われたということですが、実際にそのときに場外の着弾事故が起きたということになっております。

今年度については、もう既に昨年からブリーフィングの実施、それと、昨年、米軍から示された再発防止のためのこと、これを訓練公開の中で確実に実施をしていただいたということで、道並びに関係4町で要請をしてまいりました。

1回目の町長の答弁にもありましたとおり、既に防衛局からは米軍に対して、調整会議において、このことを改めて強く要請したということでございます。

また、今、連絡会議のほうからは、今、幹事会において話し合っておりますけれども、もしもブリーフィングが行われなかった場合には、防衛局並びに防衛省が責任を持って、その情報提供というものをさせていただきたいということもあわせてお願いをしているところであります。

ただ、既に、今、王城寺原で行われておりますけれども、この際には、昨年の矢臼別によって行われたような、訓練の公開に合わせたブリーフィングというのは行われていたようではありますが、北海道としてはあくまでも、昨年の事故が起きた翌年でありますので、このブリーフィングと訓練の公開が別に行われるように強く要請をしているところであります。

その結果については、まだ米軍のほうから示されておられませんけれども、先ほど町長が答弁したとおり、要請書の内容とあわせて、議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 内容は大体わかりました。

もし同じようなことがあった場合には、やはり、事故の原因究明がきちんとするまでは訓練は行わないと。逆にそういうことが起きたことに対して、若干の説明をして、すぐ再開するなどということは、やっぱり認めるべきではないのではないのかなということをおしは申し上げたいと思います。

そういうことで、次の就学援助について伺いをいたします。

今、説明を受けましたけれども、やはり、就学援助というのは、生活保護以外の低所得者の家庭の子供たちが安心して学校で教育を受けることができる、そういうことを保障した制度だと思いますけれども、そして、この制度自体は、国が学校教育法で決めて、そういう児童生徒に対して援助を行わなければならないというふうになっていると思うんです。これは厚岸町が勝手にやっている制度ではなくて、国のそういう法律にきちんと基づいて、そういう制度が行われているわけであります。

以前は、国のほうもきちんと、それに対する補助制度もあったんですけど、現在は、そのための財政支出を行っていますよということにとどまっているわけで、結果的には関係する町村に非常に重い負担を押しつけられているというふうに私は思うのです。

そういう中で行われているのが就学援助制度なんですが、先ほど1回目の答弁で説明をされておりましたし、資料もいただいております。

それで、この資料を見ますと、準要保護対象者の支給単価、支給方法について書かれております。それで、学用品費、それから通学用品費、校外活動費、体育実技用具品費、それから新入学児童生徒学用品費、これらについては、どのように支給単価を厚岸町は決めているのか、まず伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご質問にお答え申し上げます。

ご質問者の趣旨、生活扶助の基準の見直しに伴う昨年の8月以降の影響についての心配の部分というふうに受け取らせていただきました。

低所得者の方々が安心して教育を受ける権利、最初にご質問のありました法体系の部分につきましては、今さらご質問者に改めて答弁するのもあれなんですけれども、学校教育法の19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に市町村が必要な援助を与えなければならないと。また、一方では、就学援助法の第2条では、経済的理由によって就学困難な児童生徒には、学用品を給与する就学奨励等を行う地方公共団体に対し国が必要な援助を与えるというような法律を受けまして、厚岸町におきましては、就学援助に関する要綱を制定して支給させていただいているという流れの中でご説明をさせていただきたいと思います。

それで、ご質問のありました支給単価の決定につきましてお答え申し上げたいと思いますけれども、この支給単価の基準といたしましては、国のほうから示される要保護児童生徒援助費補助金の予算額と、文部科学省のほうから通知があるわけでありまして、この単価を参酌をさせていただきながら、教育委員会が町単独事業で行っている厚岸町の要保護、準要保護の就学援助に関する取扱要綱の中で具体的に金額を決定をさ

せていただいているというような流れで進んでいるというふうに認識をしているところでございます。

具体的な金額を申し上げますと、ことしの1月に国の法の新しい予算額というようなものが示されておりますが、厚岸町の準要保護に対する補助単価、いずれも国の基準額を若干下回っているところでございます。

例えば、平成26年度の学用品費の単価で申し上げますと、国のほうの予算ベースの金額でいくと、小学校の学用品費で申し上げますと1万1,420円、これに対しまして、厚岸町の場合は5,600円と。単価が5,820円ほど低くなっております。また、一方、中学校で申し上げますと、2万2,320円の予算単価ベースに対し厚岸町は1万1,000円と。こちらも1万1,320円が低くなっているところでございます。

なお、通学用品費につきましては、国の単価と比較して申し上げますと、小中学校とも、こちらのほうは60円程度低くなっていることになっております。

校外活動の宿泊を伴わないものにつきましては、小学校で40円、中学校で60円。また、宿泊を伴うものにつきましては、小学校で100円、中学校で170円、それぞれ下回っているところでございます。

また、新入学の児童生徒通学用品費につきましては、小学校で570円、中学校で650円、それぞれ下回っているところでございます。

また、体育実技用具費につきましては、小学校の場合は、一般的にスキーを目途として標準単価を算出しておりますので、厚岸町の場合はスケートを主に見込んでいるところから、こちらのほうは1万4,750円ほど下回っておりますが、こちらのほうはそういうような状況でございます。また、中学校になりますと、3,510円ほど下回っていると。

いずれも下回っている内容となっておりますが、修学旅行費、給食費、医療費につきましては、実費ということで積算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的には、今年度は国の単価より下回っているということですね。

それと、もう一つお伺いしたいのですが、中学校の体育実技用具品費、これは何を基準に決めているんですか。中学校の場合は、柔道着だとか剣道だとかスキーだとかスケートだとか、それぞれ単価がありますよね。厚岸町は何を基準にやっているんですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

中学校の体育実技用具費のお尋ねでございますけれども、厚岸町の場合は柔道着を目途に支給をさせていただいているというところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 柔道着であれば、これは今年度は幾らなんですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 平成26年度における準要保護の体育実技用具費の中学校の部分でございます。単価として4,000円を計上させていただいているところでございます。（谷口議員「いやいや、国の単価」と呼ぶ）失礼しました。体育実技用具の中学校の国の予算ベースにつきましては、7,510円ということで見込まれているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 これは、小学校は、スケートは、大体同額に近い額ですよ。今年度は若干上がっているからあれなのですけども、中学校の場合、ちょっと差があるのは、どうしてこういうふうになっているのですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） まず、小学校のほうの体育実技用具費の部分でございますけれども、こちらのほうは小学校1年生と4年生の時点でそれぞれ支給されるということで、スケート、足が大きくなりますので、そういった部分で2度支給されているというふうに認識しております。

また、さらに、中学校の柔道着ですけども、国の補助ベースにつきましては7,500円程度になっておりますけれども、4,000円、確かに柔道着、いろんな種類があるわけがありますけれども、高いもので見ますと、かなり高額な柔道着もあるのかとは思いますが、実際、この4,000円で買える柔道着もございます。そういった部分で、この4,000円の金額が安いのかということになると、必ずしも安い補助額になっていないのではないかなという部分も考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、体育の実技用品ですよ。そうすると、やはり、体育実技に使うものですから、ある程度の規格だとか、安全面だとか、そういうものが考慮されたものでなければならないと思うのです。一般的に、ただ着ていけばいいというものではないですよ。引っ張ったり押したりするわけですから、途中でめちゃくちゃになってしまうような物では困ると思うのです。そういう、安全面だとか、そういうものは十分考慮された上で、そういう安い物があるというふうに認識していいのですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（高橋課長） 私も実際に購入されている柔道着を拝見させてもらったことはないものですから、どういう柔道着をお買いになられているかというところまではちょっとつかんでおりませんが、一般的に市販されている柔道着、学校で取りまとめてあつせん等もやっておりますけれども、そういった部分では、まず、使用に十分耐え得る柔道着以外は着用していないというふうには認識しているところでございます。

また、柔道の授業に要する時間ですけれども、各学年における柔道の授業時間、8時間から10時間を予定しているところでございます。その授業に十分耐え得る柔道着であるのだろうというふうには認識しているところでございますので、ご理解いただきます。

（「年間と言わないと」と呼ぶ者あり）年間8時間から10時間程度の授業を行っているということでございますので、掛ける3年間といたしましても、30時間程度の授業には十分耐え得る柔道着というふうには認識をしているところでございます。

- 議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 納得していいのかなのかはちょっとわかりませんが、やはり、支給する場合、こういう規格があつて、やっぱり学校で授業として行うわけでしょう。そうした場合に、柔道と、それから剣道と何か、三つぐらいを選択してやるのですよね。それで、厚岸の場合は、何か柔道を選択したというふうには聞いているんですけど、そうした場合に、やはり、専門の指導する教員と、それから、身につけるものも安全で、そういうことに対応できるものがきちんとなっているのだということを、やっぱり教育委員会としても、見たこともないからわからないというような答弁では困るんです。そういうものを十分クリアしたということで、大丈夫なんですよということが言われていないと、どこかの、何か、ディスカウントが悪いと言ったらあれですけど、そういう安い物を売っているところに行って買って来たものでも何でもいいのですよと、柔道着の格好をしていればというようなことでは、私は困ると思うのです。そのあたりを、やっぱり、教育で使うものですから、きちんと対応していただきたいなというふうに思うので、そのあたりは今後よろしく願いをしたいというふうに考えます。

それから、次に移りますけれども、厚岸町で大体、要保護、準要保護を合わせると、平成24年の調べでは17%ぐらい、準要保護で言えば13.88%ぐらいの子供たちがなっていると。

それで、これは、平成25年度、平成26年度、今年度は決まっているんですよね。それらについてはどういう推移になっているか、ちょっと教えてください。

- 議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（高橋課長） まず、最初のほうの柔道着を実際に授業で着用する場合の安全面の部分、きちんと確認してやるようにというご指摘というふうに受けとめますけれども、確かに安かろう悪かろうであつてはいけないわけで、柔道着においても、必ずJ I S規格等に基づいてつくられている柔道着でないといけません。そうい

う部分につきましては、授業の際に、体育の教員のほうできちんと確認をした上で、特に柔道にかかわっては、学校の授業中の事故という部分で、また一方で問題も出ておりますので、着用する胴着がもとで重大な事故につながるおそれもありますので、そういう部分は、きちんと授業の中で担当する教師に確認をしていただくように、改めて教育委員会のほうからも指導を徹底させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、厚岸町において、中学校で柔道を行っている学校につきましては、厚中と真中と太田中と、3校ということで、剣道をやっているところは高知中学校というふうに押さえているところでございます。参考までに。

それから、要・準の人数と割合のご質問でありました。

平成24年度のご質問者の押さえてらっしゃる数字は、決算後に若干変わっていると思いますので、13.38%とおっしゃっていたかと思うのですが、要保護が3.21%で準要保護が13.33%、合計16.54%というのが平成24年度決算の数字となっているところでございます。

それから、平成25年度が終わりまして出た数字でございますけれども、要保護につきましては2.73%、準要保護につきましては13.91%と。要保護につきましては若干下がっておりますが、準要保護につきましては微増しているところでございます。また、トータルの数字で申し上げますと、16.64%ということで、横ばい、少し増えきみというような状況になっております。

ちなみに、平成24年度の国の数値を参考までに申し上げたいと思いますけれども、まず、要保護の割合ですけれども、全国の平均値といいますか、こちらのほうが1.54%となっておりまして、これに比べて厚岸町は、要保護でいくと1.67ポイントほど高い率となっております。また、準要保護につきますと、国の平均値につきましては14.10%、これに対して厚岸町は13.33%ですので、こちらのほうは逆に0.77ポイントほど低い状況となっております。合計といたしましては、全国平均が15.64%で厚岸町が16.54%ですので、0.9ポイントほど高いというような形になっております。

また、一方、北海道の中で厚岸町の位置づけを見てみますと、これも平成24年度で申し上げますと、北海道は要保護が3.87%ということになっておりまして、逆にこれは厚岸町のほうが0.66ポイントほど低い。一方で、準要保護につきましては、19.70%ということで、こちらは厚岸町が6.37ポイントも下がっているということになっております。トータルで申し上げますと、要・準合計が、北海道では23.57%、これも厚岸町のほうがかなり低い、7.42ポイント下回っていると。

この数字だけを見ると、厚岸町はかなり低いのではないのかという判断にもなるかと思うのですが、認定率の計算を各町村で1.2倍ですとか1.3倍ですとか1.5倍ですとかという計算をしている町村もありますので、一概に比較対象にはならないと思うのですが、それにしても北海道の中では少しく低い状況なのかなという状況にはあるかというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 初めの質問でも言っているんですが、やっぱり、今回の生活保護の保護基準の引き下げ、これについてやはり、非常に心配なんです。先ほども言いましたけれども、以前は国もちゃんとお金を出していたんですけど、最近はそういう仕組みでなくなっているんです。それで、教育委員会のほうにも学校教育義務教育課長という方から連絡が来ていて、その中に、準要保護者に対する就学援助については、国のほうも財政措置をしていますというようなことをおっしゃって、去年よりことは増えていますというようなことがあるので、新年度においてもきちんと対応するようにというような連絡文書なんですけど、これによって、厚岸町は、今までは生活保護の1.2倍でやってきていますよね。厚岸町は、新年度においてはどのような対応をされたのですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご質問の部分でございます。

文部科学省の国の通達でございますけれども、昨年来からたびたび国の生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響についてということで通知が来ております。その部分において、厚岸町がとってきた措置ということでございますが、まず、扶助基準の倍率の部分につきましては、従前から1.2倍ということでやらせていただいておりますけれども、これは、新年度においても1.2倍のままで予算措置をさせていただいているところでございます。

他町村の例を見ましたけれども、他町村もおおむね1.2倍、浜中が1.3倍というふうにお伺いしておりますけれども、その他市町村においては、釧路管内に限っては1.2倍という中でやっていらっしゃるようです。

厚岸町につきましても、平成26年度は1.2倍の中でやらせていただきたいということで予算措置をさせていただきました。

準要保護の部分につきましては、あくまでもご指摘のとおり平成17年度の三位一体改革以降、一般財源化されて交付税措置をされているという内容で進んできておりますけれども、町の単独事業であるということの性格上、費目をふやすであるとか、そういった部分がちょっと今は大変困難な状況の中で、制度を維持していくというほうに主眼を置かせていただいているのが実情でございます。

就学援助の、予算的には、そういった部分で、大変ご不満もあるかと思うんですが、一方で、町のほうでも予算措置、教育予算の中で見ている学校の配当予算というものがございます。一般的に保護者負担軽減費という名前で、谷口議員にもたびたびご説明したこともあるかとは思いますが、その単価を、小学校でいくと、今年度は3,000円から3,100円にアップをさせていただいたり、中学校でいけば6,000円から6,200円に1人当たり単価をアップさせていただいたりというような措置も一方では頑張っている部分もあるということをご理解いただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員　ただ、そうおっしゃっていますけど、やはり、今、貧困の問題が非常に大きな問題になっているんです。ですから、子供たちのときに貧困だった人が、結果的に成人しても貧困から抜け出せないという現状があるのです。それをやっぱりきちんと保障するのは、行政がどういう対応をしたのかということが、やっぱり一番大事なことで、就学援助の枠が小さくなっては困るのです。だから、その辺は十分考えていただきたいし、それから、今年度、1月に、子供の貧困対策推進法という法律も施行されているわけですから、それらを含めてどういう対応を厚岸町はしていくのかということもきちんと位置づけて取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思うんですが、よろしくお願ひしたい。

●議長（音喜多議員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　ただいまお答えしたとおり、これは国会でも文科大臣が、地方自治体はどのような措置をとっているだろうかという中で、約93%の自治体は8月以前の金額で算定されているようですというふうなお答えがありました。厚岸町としても、この数字を維持していることによって、今までの基準は守れるというふうに考えておりますので、最低限度、ここの部分については維持してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員）　10番議員、いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開は、13時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員）　本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員　さきに提出した通告書に従って質問します。

まず、子ども・子育て支援新制度についてです。

平成27年度から、子ども・子育て新制度の実施に向けた取り組みとして、町では子ども・子育て会議を発足させ、住民の子育て状況やニーズの把握を行い、それに基づいた事業計画を立て、新制度に向けた準備をするとしました。保育がどのように変化するか心配の声が聞こえています。

ア、子ども・子育て会議について。

会議のメンバーはどうなっていますか。

アンケートを集約したと思うが、その内容は公表できませんか。

どのようなことが検討されているのですか。

子ども・子育て新制度では、幼保連携型認定こども園が重視されていると聞いていますが、どう対応しますか。

認定こども園の移行は強制ではないと思うが、民営化を考えていますか。

多くの保護者が公立での保育所を希望しています。子育て世代が安心して働くことができるよう、また、親が病気などの困難な状況に至ったときでも子供を預ける場所が確保できるように、住民の子育てニーズの把握を行い、計画を策定していくことが重要だと思いますが、どうですか。

学童保育はどうしていきますか。障害のある児童に対してはどうなるのか。

正職員の保育士をふやすべきだと思いますが、今の保育所職員の身分はどうなっていますか。

次に、国民健康保険税について。

納付回数を現在の年9回から年12回にして、町民の負担軽減を図れませんか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子ども・子育て支援新制度についてのうち、初めに、子ども・子育て会議のメンバーはどうなっているのかについてであります。子ども・子育て会議の委員の構成は、厚岸町子ども・子育て会議条例第3条第1項及び第2項の規定により、子供の保護者が保育所、幼稚園、児童館、小学校からの7人、事業主の代表と労働者の代表が幼稚園関係者、商工会、地区連合代表者の4人、子ども・子育て支援に関する事業従事者と有識者がファミリーサポートセンター会員、小児歯科医師、小学校教員、主任児童委員の4人の、合計15人の委員で組織しております。

次に、アンケートを集約したと思うが、その内容を公表できないかについてであります。昨年11月に行った子ども・子育てに関するニーズ調査は、単純集計を行っているため公表することは可能ですが、分析についてはさらに作業を進めている状況であります。

次に、どのようなことが検討されているのかについてであります。平成26年3月に第2回子ども・子育て会議を開催しましたが、アンケートの報告と国が公表している資料による制度の理解を行ったところであり、具体的な協議、検討については今後行っていく予定であります。

次に、子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園が重視されていると聞いているが、どう対応するのか。認定こども園への移行は強制ではないと思うが、民営化を考えているのかについてであります。国は、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の整備を進めるものですが、あわせて保育所待機児童の解消を図ることを目的としております。

ご質問のとおり、認定こども園への移行は強制ではありませんので、利用の需要や事業所収入の基礎となる公定価格を考慮し、各事業者が移行の判断をすると考えられます。

なお、この公定価格は、本年5月26日に開催された国の子ども・子育て会議において仮単価が提示されましたので、今後、町内幼稚園においてもこれを参考にし、認定こども園への移行を検討すると思われます。

町の保育所については、基本的には今後の保育需要に対する保育の重要性に重点を置き、幼稚園の動向などにより認定こども園への移行の必要性を検討しますが、現在、民営化の検討はしていません。

次に、多くの保護者が公立での保育を希望している。子育て世代が安心して働くことができ、また、親が病気などの困難な状況に陥ったときでも子供を預ける場所が確保できるように、住民の子育てニーズの把握を行い、計画を策定していくことが重要だと思うがどうかについてであります。子ども・子育て支援計画の策定においては、ニーズ調査による利用の意向や人口動向による利用の推計を行い、各施設、事業の受け皿を整えるものであり、子ども・子育て会議においては、事業者、保護者などの意見を踏まえ、把握したニーズに対応できるよう策定を進めます。

次に、学童保育はどうしていくのか。障害のある児童に対してはどうかについてであります。厚岸町での学童保育は、放課後児童クラブを行う児童館事業がこれに当たりますが、今後も主に児童館利用を進めていく予定であります。

今回の制度改正では、放課後児童クラブの対象が現在の「3年生まで」から「小学校」に拡大する予定となっております。現在も児童館では、一部小学校高学年の利用もあるため、今後はさらに利用形態などについて工夫が必要と考えております。

また、障害のある児童の児童館利用は現在も行っており、個別に見守れる職員体制をとりながら受け入れを行ってまいります。

次に、正職員の保育士をふやすべきだと思うがどうか。今の保育所職員の身分はどうなっているのかについてであります。町の3カ所の認可保育所と1カ所のへき地保育所における保育士の配置状況は、所長を含めた正職員14名、嘱託職員5名、臨時職員12名となっており、各クラス別に職員を配置し、代替や延長保育に対応するため臨時職員を配置するとともに、さらに年度途中で障害児などが入所した場合には、必要となる臨時職員を確保しております。

今後においても、入所児童の利用数に応じて、職員が不足しないよう必要な配置を行う予定であります。

続いて、2点目の国民健康保険税について、納付回数を現在の年9回から年12回にして、町民の負担軽減を図れないかについてであります。厚岸町の国民健康保険は、昭和33年度に創設され、国民健康保険税の納付期数については、当初4期として、納税義務者の皆様に納付をいただいております。

その後の納付期間については、昭和52年度から6期、平成12年度から8期、さらに、平成16年度からは所得確定後の7月から翌年3月までを期間とする9期とし、納税義務者の皆様の1期当たりの負担を少なく、保険税の納付がしやすいように納付期数の拡大を行い、現在に至っております。

納付期数を12期としている市町村については、平成25年度までの状況として、道外の

一部の市町村で導入している例はありますが、道内の市町村で導入している例はありません。

道内市町村の納付期数は、最多で10期、最少で4期となっており、釧路管内市町村の納付期数についても、釧路市の10期を最多に、厚岸町、釧路町、標茶町、弟子屈町、白糠町が9期、浜中町が6期、鶴居村が4期となっております。

このような状況から、厚岸町といたしましては、現在のところ、今後も納付期数9期を続けていく考えでありますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 子ども・子育て新制度ですけれども、来年の4月から移っていくということになっているのですが、こういうゆっくりした流れで、どういう計画になっていくのか、それが間に合うのか、その辺はどうなのですか。

それから、ニーズの調査というのは、国からの調査票が来ていますけれども、それにプラスアルファで厚岸独自のものも足して調査をしたのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） まず、計画が間に合っていくのかということでございますけれども、今、国が各市町村のアンケートを集計して、分析をしている段階でございます。その結果が出て、方向性が示されて、それから町の形がつくられていくかなというふうに考えております。国の計画の方向性が出ないうちは、町としても、細かい方向性につきましては策定できないというふうに考えております。

もう1点の、厚岸町独自でアンケート項目をやったのかということでございますけれども、基本的には国から来たものをベースにしまして、若干の内容の変更を加えてアンケートは行っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この子ども・子育て会議は地方版になって、そこで独自にいろんなものを調べながらニーズを把握していくというものが可能だというふうになっているはずなんですけれども、国からの中には、必ず負担が重くなりますよとか負担がかかりますよとかというような項目が結構どんどん入っていて、それを見たときに、自分の負担を少し軽くするような書き方もしているような感じがするんですけども、厚岸の場合も、国からのアンケートですからそうなのかもしれないですけども、そういうような傾向は、町では、そうしたら、アンケートに対しては、集計はしていないんですか。国全部を挙げて集計をしてもらうということなのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） このアンケートにつきましては、当然、厚岸町で実施し、お配りをして、それを厚岸町独自でまとめて、それを国のほうに報告しているという状況になってございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 それであれば、今、単純集計を行って、公表可能と書いてあるんですけど、今、こういうものを、本当はアンケートの公表があればよかったんですけど、これからの機会、そのアンケートの内容と、それから、この調査の集計というものを示してもらうことはできますか。今すぐでなくてもいいですけど。その内容が知りたいんですよ。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

このアンケートにつきましては、969お配りして回収が422で、回収率が43.55%、約4割強という形の回答率の中で出しております。

先ほどもお答えしましたけども、アンケート自体につきましては全部、項目ごとに数字もまとまって、冊子の形でなっておりますので、お見せすることは可能でございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 この969というのは、厚岸町の保護者の方、保育所から中学校ぐらいまでですか、それを全部網羅してアンケートをとったのですか、それとも抽出したのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） これにつきましては、小学校6年生までの児童全員という、その対象の保護者の方にお配りをしております。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 今回の子ども・子育て新制度は、ご承知とは思いますが、今まででも企業は保育所を設置できるんですけど、自由に設けて自由に使うことはできないのです。企業が設置する保育所であっても、保育所の運営に必要な費用は行政が全て支出しているから、上がってきたお金を、運営の使い道は現実に決められていて、保育所を、きちっと行政の許可が必要であり、保育料も自由に決められないということがあるんです。

それで、現行制度のかなめは、事業者を行政が認可して、認可した業者に必要な運営を支給するということです。事業者に公費を支出をすれば、もうけに自由に使うことは

困難になる。それで今回、利用者は、行政から公費が負担されるのではなくて、保護者にお金を渡して、それを民間の保育所を運営するところでは保育料としてもらうということが可能になるという制度ですよね。それで、厚岸は、今見ましたら、保育は公立でやっていくというふうになっていますから安心なんですけど、公立保育所でなくなった場合に、子供たちの保育料がほかのものに引用されるということも可能な制度なのです。

それで、今までも幼保一元化とかいろいろあったんですけども、認定こども園とかという形、いろんな形で問題が出てきています。それに対して、厚岸町はこれは、民営化は今のところ考えていないということなので安心なんですけども、認定こども園の移行というか、新制度ができますと、3歳児以下、それから3歳児以上というふうに分けられて、3歳児以上は教育の部門も出てくる。そして、その後の残りの時間が保育の時間、教育に4時間かな、何かそういうふうに関係が決められてくるようなんですけど、そういうことに対して、どういうふうに対応していくのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今、運営に係るお話だと思いますけども、認定こども園のカリキュラムとかにつきましては、まだ具体的に、当然、施設がありませんし、これからまだ、できるかどうかはわからないので、今現在、詳細なことは申しませんが、少なくともいろんな規定がございまして、それにのっとって認定こども園のほうも運用していきますので、それによって成り立っていくというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この新制度では、認定制度に変わっていくのですよね。地域子ども支援事業というのがあって、延長保育事業が含まれていますけども、親が申請をすると、そのことを認定して、それから保育を受けるかというふうに変わっていくのですが、そういうことも、今は親が申請すると、そのまま保育所として受け入れてもらえるというのか、そういうことだと思うのですが、それが認定する保育に変わると、どのようなことになっていくのですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時23分休憩

午後1時26分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 時間をいただきまして、申しわけございません。

新たな制度ということでお話ししたいと思います。

まず、新しい制度になりますと、市町村が利用者について、保育の必要性の認定を行うと。それで、利用者は施設のほうと契約を結んでもらうと。今現在は、町の保育所につきましては、直接利用者の申請を受けて、認めて、利用していただくという形になりますので、その形がちょっと違います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 過疎地、私たちのところでは、今でも多くの子供たちが保育所に行き、おかげさまで子育てもしやすい状況になっています。厚岸の場合も、子供を預けられなくて困っているということは起きていないと思うのです。それが、結局、こういう認定という形になっていくことで、預けることができないという人が出てこないかというのがすごく心配になるのです。

それで、子供たちが今は物すごく減っています。そのこともあって、保育所に行くことによって子供の世界もつくれるし、もともと保育所というのは社会福祉の一環だと思うんです。それで、子供は保育を受ける権利があると思うんですが、そういうことも、新制度になって少し変わっていくような気がするんですけど、厚岸町の場合は、そういうこともないように、今までどおり普通に、今、保育所に通うことができる子供たちは、認定制度になったとしても通っていけることができるというふうに理解していいんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今現在、保育所の待機児童はございませんし、町自体は、利用自体については問題なくいっていると考えております。

制度が変わっても、仮定の話なんですけども、利用ができなくなるとか、そういう形にはならないと考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 あと、これから延長保育とかが出てくると思うんですが、今、町独自で保育料の軽減措置とかも続けていますよね。それも保護者の負担能力に配慮した負担軽減措置を続けていってもらえればいいんですけども、これはどうですか。新制度に伴って、保育料が高くなるとか、そういうようなことにならないようにしてほしいのですが。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 新制度に移行した段階では、ちょっと今の段階ではお答えが難しいかなというふうに考えてございます。

ただ、それがすぐ負担増につながるとか、そういう形には、どうでしょうか、ちょっ

と、済みません、今の段階ではわからないということでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 課長ですから、政策的なことについてはなかなか難しい回答であつたろうと思っていますので、私は町長でございます。大事な厚岸町の子育て支援対策でございますので、町長の施策としては続けてまいります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

それで、学童保育が、小学校3年生から小学生、小学生だから6年生まで増やすということですよ。それで、今の児童館でそれが可能な面積なのですか、それとも児童館以外に、学校の空き教室を使ってでもそういうものを行うということなんでしょうか。何か狭いという感じがあるんですが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

現在、友遊児童館については、児童クラブの人数が80名を超えております。子夢希のほうは、たしか35人だったかなと思います。

それで、狭いのではないかということなんですけども、確かに、面積的にはそう広くはないんですけども、今の段階では利用する子供が、一遍に登録している子供が同じ時間帯に、同じ日にどっと来るような状況ではございませんので、今の段階では支障なく、ちょっと手狭ではありますけども、特に友遊児童館のほうが人数が多いですから、ですけども、支障なく、工夫しながら利用されているというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 子供たちが休みのときでも、例えば長い夏休みなんかのときでも、児童館の延長というのか、早朝保育を望むという声があると思うんですが、そういうものも、この制度になると、それも含めて考えることになるのですか。延長保育になるのかな、児童館の時間の延長というのと、あと、児童館で働いている職員の人たちが、正職の人が何人いるかわからない、結構臨時の人が多いような感じで聞いたことがあるんですけど、その辺の、これから人数が増えて、小学生まで広がるということの中で、専門職としての対応はどういうふうになっていくのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 児童館につきましては、現在は、平日は8時45分から午後

5時半と。あと、土曜日につきましては、8時から5時半と。土曜日につきましては、若干時間が早くなってございます。

この時間の中で子供たちを受け入れしているわけですが、特に、先ほどおっしゃいましたけども、小学校6年生までとおっしゃいましたけど、今現在は、基本的には3年生まで。それで、4年生以降は、スクールバスとかを利用している地域に住んでいる児童が4年生以上も受け入れているというような状況でございますけども、今までに数名しかいなかったというような状況でございます。

どうしても、3年生ぐらいになると、少年団活動ですとか、あとは習い事、あと、家で留守番がひとりですることと、1年生の利用は多いんですけども、3年生になるとだんだん減ってきて、4年生はほとんど利用が現在はないと。去年、たしか1名だったと記憶しております。そういう形で、どうしても高学年になると人数が減ってきます。

今度は小学校6年生までの対象となりますけども、そういう意味からしますと、6年生まで拡大しても、それほど大幅に利用人数が増えるかということ、その辺はちょっと、それほどでもないのかなというふうには考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今でも支援を必要な子供たちも受け入れているということでしたけど、その子たちも小学校6年生までずっとそこで受け入れることになると思うんですが、そのことに対する支援員というか、その人の立場、身分も、今は臨時なのでしょうか。そうじゃなくて、嘱託とか、少し安定したものがいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように、職員、あるいは嘱託で対応という形で、できれば人間的にも安定という形になるんでしょうけども、ただ、障害を持ったお子さんですとか、あと延長保育、その部分について、常時そういう状況にないものですから、必要なときにやっていただくということになりますと、臨時の職員が必要なときをお願いするというので、今の段階では適当なのかなというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、臨時職員の方はずっと同じ人ですか。それとも、やっぱり生活ができないというようなことで変わっていく回数が多いのですか。ずっとその人がやってくれるということがあるのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 当然、臨時職員でございますので、ずっと、何年間も連続して雇用するというような形にはなりません。

児童館につきましては、非常勤職員で、1年雇用でございます。当然、更新して、何年かやっていただいている方もございます。

なるべく、そういう経験とかもありますので、頻繁に、毎年かわるような形は適切ではないかなというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 支援をしなきゃならない子供というのは、ある意味、きちっとした知識を持っていないとやっていけない、ただ預かるだけじゃないと思うのです。それに対してもやっぱり、その保育を受ける段階でも、やっぱり生活一つ一つがその子の生きていくための大事な力になっていくものですから、やっぱり、そこで働いている人にとって、身分が安定するということが大事でしょうし、1年ごとに更新していくということですけども、その辺もちゃんと、きちっとした雇用をしていかないと、その子がいなくなって次の子が来たときに、また違った職員であってはならないと思うので、蓄積したものが伝わっていくようなことが必要だと思うんですけど、その辺はどうですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 児童館の職員でございますけども、児童厚生員につきましては有資格者でなくてもいいということなんですけども、両児童館につきましては、保育士の資格を持っている職員が、館長もそうですけども、そういう者を配置して、他の職員も指導しながら保育をしていくという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。それは続けていってほしいと思います。

それで、さっき、会議のメンバーなんですけども、子供の保護者、それから小学校から7人、あと、事業主の代表と幼稚園関係ですけど、この中には町の保育士とかは入っていないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 現役の保育士はおりませんけども、保育士の経験者の方はいらっしゃいます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 子育て会議ですから、そういういろんなものをつくり上げていくときに、現場の声というのも大事だと思うんです、親も含めてですけど。働いている人たちの声が大事なので、そういう方が、現役でないけども入っているとおっしゃっていましたが、その辺が、ちゃんと入っていたほうがよかったのかなという感じがします。

保育士に対する、私は正職員をふやしたらどうかということで出してきたんですけども、保育士の役割の中に、子供の保育をするということと、それから、親の悩みを聞いたり、保育所は、今までは、親にとって成長する場所でもあったのです。親が保育所のいろんなことに関わりながら、自分自身も子供を客観的に見詰める場所であったり、それから親同士で話す場所であったりということで、親自身も動物的な親としてから人間としてのきちんとしたものを育てながら保育所と一緒にしかかわりを持っていたという経過があると思うんですけども、これから新子育て政策の中で、親もかかわった保育所をつくっていくということは可能ですか。今はどういうふうにしていますか。親の会とか、保育士と親と一緒に話し合うような会はできていたのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 現在も、保育所につきましては父母の会を設置してございますし、保育所自体も、保護者、親御さんの話を、いろんな意見を聞いて、日々運営しているというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 その中に、単純にただサービスするだけということにはなっていないということですね。保育士サービスじゃなくて、一緒に子育てをするような関係になっているというふうに理解していいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 当然、保護者と保育所のかかわり、重要でございますので、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 であれば、ここに真龍保育所、それから厚岸保育所、宮園保育所、ずっと来ているんですけど、正職は5人です。それで、嘱託職員の方がいるのですが、臨時職員という方が結構いらっしゃるのです。こういうふうにして身分が分かれています中で、保育所の中できちっと、いろんな連携がとれていないとは言いませんけども、やっぱり、新たに保育士となった人たちにとって、自分の身分が臨時職員の場合であれば、それが不安定になっているということはないのでしょうか。時間的にはどのくらいの時間で臨時職員として扱っているのですか。朝とか夕方とかという形でやっているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

臨時の保育士につきましては、パートの保育士が2名だけでございまして、あとの臨時は職員と同じ時間数の臨時でございます。

それで、このパートの保育士につきましては、延長保育の対応、あと、保育士が休んだときの代替措置ということで任用してございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、臨時職員の方は、ずっと、同じだけ働いているということですね、時間的に。常勤ということですから。長い人で何年で、短い人で何年ですか。わかる範囲でいいです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

確認をしましたところ、長い方で5年程度と。任用形態が産休代替になったり、あと、例えば対象児童数が増えてクラスが増えたと、そういうときに増えて任用すると。それも、先ほど言いましたけど、必要によって増減しますので、配置基準というか、人数的に少なくなれば、その分は当然任用しませんので、その年によってばらつきがございまず。ですけども、長い方で5年程度という形になってございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 5年間も正規に働いているとすれば、それぞれの蓄積があると思うのです。だから、この方を臨時職員、そのときの様子で変わるみたいですが、できれば嘱託に上げるとか、形をとってもらえたらと思います。

新制度になればいろんなことが変わってくると思いますので、保育所の体制も、みんなで一丸となってやっていけるような体制をつくるためにも、やっぱり身分が嘱託だったり臨時職員だったり、一緒に働いているのにこんなに違うというのであれば、子供に対する責任も、ないとは言いません。しっかり頑張ってくれているのだと思います。で

もやっぱり、そこをちゃんと保障してあるものが必要ではないのかと思うので、それはきちんと対応してほしいなと思います。

どうしても保育所というのは、今、男性の保育士はいるのかどうかかわからないんですけども、女性の職場になっちゃいますよね。その職場がこうやって、結局、嘱託職員あるいは臨時職員が多いというふうになると、その人たちがいるということは、やっぱり、保育所というのは、子供がそこからずっと社会的に育っていく大事な場所なので、その辺も含めて対応してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 保育所の職員配置につきましては、当然ですけれども基準がございまして、0歳児は児童3人に1人、1・2歳児は児童6人に1人、3歳児は児童20人に1人、4・5歳児は児童30人に1人と。それで基準となつてございます。

先ほど申しましたけども、代替とか、あとは延長保育、そういう部分の対応もございします。あと、障害児の受け入れとか、そういう部分で必要な職員数が変わるということもございします。

それと、保育所自体が、今、真龍保育所が昭和48年にできて、厚岸保育所が昭和53年、宮園保育所が昭和55年と、いずれも建ててから30年以上たつてございます。保育所の施設の状況といいますか、耐震性とか、あとは老朽化、そういう部分もあります。そのことも踏まえまして、今後、児童数の推移を見ながら職員配置は考えてまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 同じ仕事をしているので、できれば同じ身分であつてほしいなと思います。次に移ります。

国民健康保険税なんですけど、今、管内もないし道内でもやっているところはないのですが、生活が物すごく大変な方にとって、7月から翌年の3月まで、期限として9カ月、介護保険は8期と言っていましたね。それで9期となっているんですけども、持っているお金が決められていますよね。所得が低いというか、みんなも普通にそうだと思うんですけど、そうすると、それがずっと同じ金額が出ていけばいいのですけども、突然7月からぼんと増えますよね。微妙なものでも大変な金額になると思うのですが、それが7月から増えて3月までということになると、生活に支障も出てくると思うのです。

12カ月になると、いろんな問題が出てくる場合もあると思うんですけども、やっぱり、一年間を12で割って、そのお金を少しずつおさめることが可能であれば、すごく助かるなと思って提案したんですけど、どうです、それは、やっぱり全然考えられないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えします。

まず、今の9回で払っているものを、これを12回にするためには、どのような方法をとらなければならないか、ちょっとこの辺、説明させていただきたいと思います。

まず、12期にしている道外の市町村の例でございますけれども、まず、4月から6月までの所得確定する前の期間、この3期分については、まだ所得が確定しておりませんので、暫定賦課という方法により納付をしていただくような形になります。通常のやり方ですと、前年度の確定の保険税額、これを使いまして、12分の1ずつ3カ月納めていただくという方法です。

それで、前年度に国民健康保険税に加入していない方もおりますので、このような方が加入した場合は、暫定賦課を行わないで9期で納付をしている市町村ですとか、前々年度の所得を使いまして仮の計算を行いまして、それで暫定の金額を出して納入いただくという方法をとっている市町村などもございまして、いずれにしても、納税者から見て、ちょっと複雑でわかりづらいというようでございます。

それから、今言われましたように、納期限は12回にするということで、納付期数1回当たりの納税額が低くできるという面もあります。それで、通年国保に加入しておられる方については支払いやすいというメリットもあるんですけども、反面で、納付期数が通年、4月から3月までとなるものですから、例えば滞納を持っている人ですとか、社会保険などに何回も入ったり出たりですとか、前年度の所得との変動が大きい場合などについては、ちょっと納期がしづらくなることもあるようでございます。

それから、厚岸の場合で言いますと、4月から7月までの暫定賦課期間、ここにつきましては、税額の更正をちょっと行うのが不可能なものですから、保険税の賦課の仕組みがちょっと複雑になりまして、納税義務者にとってもわかりにくくなるというデメリットもございます。

それで、道外の市町村の例ですけども、一旦暫定賦課を入れて12期にしている市町村におきましても、所得確定後の納期に変更するなど、1回取り入れたものをやっぱりもとに戻しているという例もございまして、ちょっと地域によってさまざまな対応がとられているというのが実態のようでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸の場合は、漁業もあれば酪農もあれば農家もあればというので、多分、出入りがあって難しいということがあるんですけど、保育料の場合はどういうふうに、あれも暫定ですよ。徴収するときに、所得であると思うんですけど、入ってすぐに保育料は取れるのですか。2カ月くらい前からやっているように思うんですけど、そういうような、保育料のような徴収の仕方というのはできないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 保育料につきましても、今、私が言った方式と同じで、4月から6月までは暫定方式。ただ、保育料の場合は、一度入所されますと、そのままあとは

通年がほとんどなんですけども、先ほども言いましたけど、厚岸町の場合、産業の構造、土地柄といいますか、鮭鱒時期ですとかサンマの時期に、船員保険に加入される被保険者がかなりの数おられます。特に鮭鱒時期というのは、ちょうど暫定時期に当たる5月、6月とかに船員保険に入って、国保を喪失してというのを繰り返します。サンマの時期もございまして、複数回、国保の取得と喪失を繰り返すんですけども、そのたびに保険税の更正をしなくてはなりません。それで、更正するイコール納付書もその都度発行されることになります。その期、その期の月割りの数が変わりますので、税額もその都度、期別の税額が変わって、還付金が発生したりする場合もありまして、納税者にすると、払ったのに1回戻ってきて、また新しい納付書が来て、返してきたのにまた払うのかというような、ちょっと、非常にわかりづらいものです、今現在でも。

それで、これを12期にするためには、さらに暫定賦課というものを加えて、さらに納付書なりの発行枚数が増えて、課税方法がなお一層複雑なものになってしまいます。それで、納税義務者にとってもますますわかりづらくなるということが想定されているところでございます。ですので、今のところの考えといたしましては、現在の9期、これが続けていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。だけど、12回で助かる方もいると思うんです、なったら。それで、9期と12期と、両方あわせて、そういうあわせたような納税の仕方を考えてもらえばいいのかなと、今、ずっと話を聞いていて思ったんですけど、そうすると、その納税者に対して、暫定賦課で大変なこともあるかもしれないんですけど、12期で納められれば助かる方もいらっしゃると思うので、それを両方含めたような方法を含めて考えてもらえたらいいと思うんですけど、どうですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今言われた方法ができれば一番問題は解決するとは思いますが、それでも、それをやるためには、今度は、内輪の話になりますけど、賦課事務のほうで非常に煩雑な事務作業を行わなければならないということになります。それによって、起こさなくてもいい間違いが、起こしちゃいけないんですけども、惹起されるというおそれもありますので、今のところそのような方式はちょっと考えられないのかなと、このように思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 本定例会において、さきに提出しております通告書に従い質問をさせていた

だきます。

まず1点目、町民の生活についてであります。

本年4月1日から消費税が8%へと増税されましたが、アとして、町民における消費動向は、どう推移していると思われるか。

イ、燃油が依然として高騰を続けており、生活を圧迫していると思う。子育て支援や福祉灯油のさらなる拡大が必要と思うが、町の考え方をお聞かせ願いたい。

2番目でございます。

根釧地区食肉センターについてであります。

現在は北海道畜産公社が釧路の大楽毛で営業しておりますと畜場のことであります。

5月19日の議員協議会で経過説明がございましたが、その後、進展はあったのか。また、自治体負担についてどう考えているか。

3番目として、大雨対策についてであります。

今年も全国各地で大雨による被害が出ております。町として、排水溝の清掃や浸水しそうな場所の特定など早急な対策が必要と思うがどうか。

以上3点について、ご質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町民の生活についてのうち、初めに、本年4月1日から消費税が8%へと増税されたが、町民における消費動向はどう推移していると思われるかについてであります。厚岸町では、消費税率引き上げ後の消費動向調査を実施していないため、実態の把握ができておりませんので、商工会や金融機関への聞き取りによる主観的な答弁になることをご理解願います。

厚岸町における個人消費の動向としては、住宅関連や自動車、家電製品などの分野で駆け込み需要の反動減と思われる動きが一部で見られたものの、食料品や日用品については特段の影響は聞こえてきておらず、消費税率引き上げによる落ち込みはそれほどでなく、現在は持ち直しているとの認識で一致しているところであります。

しかし、町内の小売店は依然厳しい状況が続いておりますが、この要因としては、消費税率引き上げの影響がないとは言えないものの、人口減などによる消費購買力の減退によるところが大きいものと認識しております。

次に、燃油が依然として高騰を続けており、生活を圧迫していると思う。子育て支援や福祉灯油のさらなる拡大が必要と思うが、町の考え方をお聞かせ願いたいについてであります。燃油の高騰は、今年度に入ってからも続いており、灯油は100円台となっております。

厚岸町での福祉灯油の給付は、例年12月の価格を反映し、給付決定を行っております。今年度も60リットル相当分の給付を予定しておりますが、過去に燃料高騰を反映し給付をふやしたこともあり、今後の価格の動向により判断したいと考えております。

また、子育て支援については、町独自施策として、第3子以降の出産祝い金の給付、

第3子以降の保育料の助成、子育てお助けブック配布事業、妊婦健康診査通院支援事業等を行っており、これら子育て支援事業の拡充は考えておりません。

続いて、2点目の根釧蓄食肉センターについて、5月19日の議員協議会で経過説明があったが、その後の進展はどうなっているかについてであります。今般、釧路地区農業協同組合長会の会長である釧路太田農業協同組合の河村組合長に、その後の進捗状況を確認したところ、標茶町と北海道畜産公社、組合長会で建設候補地を視察したが、最終的にはまだ決まっておらず、19日に説明した内容からの進展はないとのことであります。

次に、自治体負担についてどう考えているのかについてであります。自治体負担の具体的内容が示されていないことから、現状において検討できる状況にないことをご理解願います。

続いて、3点目の大雨対策について、今年も全国各地で大雨による被害が出ている。町として、排水溝の清掃や浸水しそうな場所の特定など早急な対策が必要と思うがどうかについてであります。ご質問のとおり、今年も全国各地で予想を超える大雨が頻繁に起きており、浸水被害や法面の崩落などで国民生活や経済活動に深刻な影響を生じております。

厚岸町においても、昨年9月16日に発生した台風18号や毎年春先の融雪時期に浸水などの被害が発生しているところであり、ある程度の浸水箇所の想定はしているものの、大雨による土砂の堆積やごみ、落ち葉などによる柵の詰まりは、毎年状況が変化しているところでもあります。

そのため、春先には直営により道路路面の清掃とともに、柵の中の土砂・ごみの撤去、大雨の予報の場合には事前に危険箇所を確認し、配水施設周辺の草刈りや土砂の撤去、未然防止対策として土のうの設置などを行っているほか、市街地においても委託業務での管渠清掃を行っております。

また、町民の方からの通報には、被害を最小限に食い止めるべく早急な対応を図っているところでもあります。

今後も、これまでと同様、道路パトロールによる日常的な巡視や町民の方からの情報提供により、排水溝の清掃など、適切な措置を行ってまいります。

大雨による浸水は、地域によってその原因はさまざまであり、道路整備も地域の環境整備の向上を図るために重要な役割を果たしております。

道路整備は、安全確実な交通を確保するとともに、歩道や側溝を整備することにより地域の課題を解決していくこととなります。今後も、計画的な道路整備と側溝の清掃を続けてまいりますし、国道や道道の道路管理者にも、地域の実情に応じた対応を図っていただけるようお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま3点について回答をいただいたところでございますけど、再度、1点目からお聞きをしたいと思います。

4月1日から消費税が8%になって、日本国内的には、大都市圏ではアベノミクスの効果で株価が上昇して、円安効果で大企業がもうかっているというニュースを耳にしておりますけれども、依然として、やはりこの厚岸町、こういう地方までは、その効果は今のところは見られていないと。

きのうの一般質問の内容にもございましたけれども、やっぱり、そういった効果は余り見られていないと。まして、ここは第1次産業の基幹のまちでありますし、漁業、酪農にとっても、やっぱり燃料とか飼料の高騰で経営が厳しくなっていて、町民の生活は一向に改善されていないというのが現状だと僕は率直に思うのです。

ただし、ちょっと、ちまたに聞くには、土木建設業などは結構、仕事が忙しくて、なかなか、不落に終わったりするという、直接耳にしたわけじゃないですけど、そういう話を聞くことがある。それだけ公共事業はやはり、結構仕事はあるのかなと。だけど、依然働く人たちの所得は増えていないのが現状で、やっぱり、町民にとっては何ら以前と変わってはいないのかなと。ましてや上がるものばかりで、ことし秋にも電気料が再値上げとか、いろいろわさされておりますけれども、そういったもので町民の負担が大きくなるばかりで、やっぱり生活が厳しくなる。

そういったところで、町としてどんな対策を打って、少しでも明るく過ごしてもらえようような施策をするのかなというので質問をさせていただいているんですけども、どんな助成にしても、一番手っ取り早いというか、僕が考えるには、やはり若い世代の人がいかに厚岸に残ってくれるか。それにはやっぱり、仕事もあって、きちんと所得もあって、生活を維持できるという条件がそろわないと、なかなか住んでくれないのかなと。それにはやはり、まして少子高齢化時代だという、一番最初に誰もが高齢化率何十%とかってよく言いますけれども、そういった中で、一番やはり子供を育てていただける環境をつくるというか、子供を産んでもらえる環境をつくっていくというのが何よりも一番効果的なのかなと思ひまして、この子育て支援策を考えみてはどうか。

先日、あみかのほうですか、こういうパンフレットが送られてきておりまして、僕には全然関係がないのかなと見ていて、申請書を出そうかなとも思ったのですが、臨時福祉給付金と子育て世代臨時特例給付金の、1万円ずつもらえるという中身なんですけれども、僕には余り関係がないからあれなんですけれども、後で、ちらっとでいいですから、ちょっと大まかに説明をいただきたいのと、それと、先日、新聞報道とかにもありました、弟子屈町で、たしか定例会で、保育料の3分の1を助成する補正予算が何かが通りましたよね。そういったことも考えられなかったのかなというのもちょっとお聞きしたいなと思いますので、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 冒頭、消費税アップ、消費税率引き上げに伴っての動向という部分で、私のほうから簡単に説明させていただきますけれども、今、ご質問者が言われたとおり、企業の部分においては、業種によってかなり幅はあろうかと思ひます。そういった中では、建設業については、公共事業の発注の増ということもあって、大変忙しい状況は、この厚岸でもそういった影響を受けて、そういう状況にあると思

います。ただ、労務費のアップであるとか資材の高騰であるとかということで、かなり企業のほうも大変なようで、会社の利益としてはどうかというと、それと同じく伸びているという状況ではございません。

それと、町長から初めに答弁させていただいた内容につきましても、ご質問者、町民生活における消費動向という問いでございましたので、町長のほうからは個人消費ということで説明をさせていただきました。これにつきましては、やはり、新聞報道でもありますけれども、大手のスーパーや百貨店、こういったところは、大きく駆け込み事業によつての反動減、これが4月、5月、6月ぐらいでほぼ回復できるのではないかなというように見通しがされてございますけれども、町内においては、町長の答弁にありまして、それほど影響はなかったみたいだと。ただ、業種によって、家具だとか、あるいは家電、テレビだとか冷蔵庫だとか、ああいった耐久性のものにつきましては、やはり反動減はあったらうと。

また、聞くところによると、自動車だとか、そういった部分については、金融機関のほうからお聞きしますと、これは思っていたほどではなくて、昨年度と大体同程度での、マイカーローンの借入れも行われているということでは、厚岸町の中ではさほど、心配していたほどではなかったという状況をお聞きして、答弁をさせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 私のほうからは、まず1点目の臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金について説明させていただきたいと思います。

この二つの給付金ですけれども、同じ目的を持っております。

ご承知のとおり、4月から消費税が上げられました。それに伴いまして、所得の低い方ですとか今子育て中の方、これらの方のための生活の影響を緩和するために、暫定的、臨時的な措置として、この給付金がつくられたものでございます。

内容でございすけれども、臨時給付金につきましては、平成26年の1月1日に厚岸町に住民票がありまして、平成26年度分の住民税が課税されていない方、ただし、ご自身を扶養されている方が課税されている場合、あるいは生活保護を受けている場合については対象にならないということでございます。

支給額でございすけれども、給付対象者1人につきまして1万円と。あと、老齢年金とかがありますと5,000円の加算という形で、最大で1万5,000円という形になります。

もう一つの子育て世帯の臨時特例給付金につきましては、これも同じく平成26年の1月1日に厚岸町に住民票がある方となっております。なおかつ児童手当を受給されている方と。これにつきましては、中学校3年生までという形になります。かつ平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方となっております。

ただし、子育て世帯臨時特例給付金と臨時の福祉給付金、これを同時に二つは受けられません。どちらか一つというふうになります。優先されるのが臨時福祉給付金のほうとなっております。

きのうから申請書の受け付けを初めておりますけれども、きのう1日で約100ちょつと

方が申請に見えられております。役場の町民課、湖南地区出張所、あと、あみかのほうで、3カ所で今は受け付けをしてございます。あすから移動窓口ということで、各地区を回らせていただきます。

次、二つ目の子育て支援対策でございます。

1回目の答弁でもお話ししましたがけれども、町では、今、四つの事業をやっております。いずれの事業につきましても、平成19年から例規を整備して実施されてございます。

平成25年度の実績をご説明したいと思います。

まず、妊婦健康診査通院支援事業でございます。

これは、対象が町内に住所を有する者であって、妊娠の届け出がありまして出産を予定している方と。妊娠の届け出1件につき2万円と。平成25年度の実績につきましては、71件で142万円という内容になってございます。

次に、保育所・幼稚園の保育料の助成でございます。

これにつきましては、厚岸町に住所を有して、第3子以降の子を養育している方で次に該当する方でございます。一つ目として、第3子以降の子を入所または入園をさせている方、二つ目として、現年度分の保育料を3月25日までに全額納付している方、あと、三つ目として、過年度分の保育料に滞納がない方ということで、今年度の実績が35件で165万4,413円となっております。

三つ目が出産祝い金でございます。

これにつきましては、第3子以降の子を養育する方で当該児童の誕生時において、本町に1年以上居住している方が対象となります。第3子の誕生につきましては5万円、第4子以降につきましては10万円という形になっております。平成25年度の実績で申しますと、全体で14件、110万円の内容になってございます。

四つ目が子育てお助けブック配布事業でございます。

これにつきましては、これも町内に住所を有して生後7カ月までの乳児を育児する母親または父親にということになってございます。1世帯につき1冊と。配布の時期でございますけれども、生後1カ月を目安として行う新生児の訪問時、あと、4カ月児及び7カ月児の母子等に行う赤ちゃん相談。あと、これら二つのときに受けられなかったときには別に配布するというところで、平成25年度につきましては、72件で11万8,651円という形になっております。

なお、今話した新生児訪問につきましては、この部分では大部分回ることができます。それ以外の部分で配布できないときには、今言った形で配布をしています。

この4事業全体では約429万円の支出となっております。これにつきましては、町の独自施策でもあります。財政負担の関係もありまして、答弁でもお話ししましたとおり、新たな事業の展開は今のところ考えてございません。

よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま詳しく答弁をいただいたわけですがけれども、町民の消費動向等々は、そんなに、駆け込み需要とかもなく、普通に生活する分には食料品、日用品を買わな

きやなりませんから、それほど毎月変わるものではない。ただし、家電とか、何年かに一遍必要なものは、それは税がアップする前に買っておこうかというのはわかります。それほど大きな影響というものはないのかなと。

ただし、やはり、今年仕事をして、来年、所得税の申告になりますよね、今の個人業者とか公務員の方は別として。そういった中で、来年の税収がどうなるのか、ちょっと読めないところもあるのかもしれませんが、企業としてもやはり、余り大きなものにはなっていない、労務費とか材料費が高くて、仕事はあるけれども、内容的にはやはり厳しいと。

どの業種もそうだと思うのです。運送屋さんも燃料が高くて、ただし価格に余り転嫁できない。それでやっぱり、自腹を切ってサービスしているようなものだというような話をよく聞きますけども、みんなそれぞれそういった厳しい状況の中で生活を強いられているのがやはり地方の生活なのかなと。国もやっぱり、もう少し、こっちのほうのことを考えていただきたいなと、そんなふうをお願いして、町にも、やはりそういった面を、町民の生活を少しでも助ける意味で、いろんな新規の施策を考えていただきたいなと、そんなふうに思います。

続いて、今は灯油の需要期でございせんから、灯油に価格変動は余りないんですけども、また、今年冬がやってきて、多分、灯油をいっぱい使う時期になると、依然として、ガソリンも今は高くなっていますので、灯油も当然、価格が上がると僕は予想しているんですけども、今、福祉灯油は60リッターで算定していますよという答弁があったんですけども、やはり、低所得者とかの、もちろん生活保護世帯、それから、我々一般にも助成してほしいぐらいの気分なんですけれども、それは抜きとして、これはやっぱり、100リッターとか、やっぱり拡大をすべきではないかな。ぜひ町長の力でやっていただきたいなと思うんですけども、よく言う財政面が云々かんぬんありますけれども、基本的に、今、価格で多分、券を発行しているのですよね。90リッター相当分とか、ちょっとわからないんですけど、1リッター100円として60リッターで6,000円。各期変動しますから、95円の時もあるだろうし、万が一です、60リッターではなくて62リッター分とかになるかもしれませんよね。ですから、僕は、とにかく価格が、多分、補正予算とかを組みづらいんでしょうけれども、どんなときにでも100リッター、105円の時も98円の時も100リッターを助成しますというほうが、町の計算するほうは大変です、そのときの価格が違いますから。だけど、町民にとってはそっちのほうがありがたいと思うんですけど、そういった考えは全くないんでしょうか、お聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

まず、子育て支援の関係であります、第1回の答弁でいたしたわけでありましたが、町単独の子育て支援をいたしているところでございます。

その評価についてはいろいろあると思いますが、町財政厳しい中で、やはり、子供の育成、そしてまた支援は重要であるということで行っているわけでありましたが、実は、昨年の出生数は70人だったんです。反対に、亡くなった方が152名という実態でございま

す。

これは全国的な傾向でございまして、そういう中で、将来の人口がどうなるであろうと。やはり、自然増でなければ、なかなか人口が増えないというのが実態であるわけでございまして、来年、国勢調査があります。推定されますところ、現在約1万200人いるわけですが、1万人を割るだろうというような推計もあるわけでございまして、そういうことになりますと、厚岸町といたしましても、その対策を講じていかなきゃならないことは当然であるわけですが、しかしながら、やはり、子供なくして厚岸の活力はないと、そのようにも考えているわけでもございます。

また、国の施策ですが、今までは子育てを重点的に対策を講じてきたけれども、高齢化を迎えた時代だと。超高齢化に対する対応、すなわちシフトをお年寄りに施策を転換しなければならないという考えもあるようであります。ですから、そういう点においては、国の動向も見ながら、厚岸町の単独の子育て支援等も含めながら、また、高齢者福祉はどうあるべきか、総体的な中でこれから考えていかなければならないと思っております。

その中での福祉灯油であります。

実は、昨日、資源エネルギー庁が発表をいたしましたわけであります。これはレギュラーガソリンであります。1リットル当たり、店頭価格は、16日時点で167円。5年9カ月ぶりに高値を呼んだという発表であります。

また、先ほど消費税のお話がありましたが、消費税の値上げによりまして、4月1日では、前週に比べ、一気に1リットル当たり約5円上昇したという結果であります。しからば、これからどうなるだろうということですが、価格調査を担当する石油情報センターというものがあります。そこでは国際情勢に新たな不安要素、すなわち産油国であるイラクの問題、さらにはまたウクライナの問題等々含めて不安要素が加わり、ガソリンの店頭価格は当面高どまりするであろうと、そういう予測をいたしているわけであります。

そういうことを考えますと、先ほど1回目の答弁でいたしましたが、福祉灯油につきましては、例年12月の価格を反映し、給付を決定をいたしております。そういうことで、12月の段階で、その推移を見ながら、大野議員の質問に応えるような形で対応していかなければならない、そのように考えている次第でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から最終的な答弁をいただきましたけども、そういったことでひとつお願いをしたいなと思います。

続いて、2点目の食肉センターについて伺いをしたいと思いますけれども、答弁書にもあるように、僕も承知で聞いているんですけども、現在のところ別に何も決まっていない。ただ、組合長会から町長に要請があって、5月の議員協議会を開いて経過説明してくれた。それにとどまっているんですけども、今後、多分、平成28年か平成29年には建設されると思います。標茶町が設置をして、指定管理者で北海道畜産公社に委託をするという話でございますから、多分、それは根本的には決まっているのだろうと

は思うんですけれども、それもまだわかりませんが、そういったところで、多分、一応、シミュレーションというか、予算を拝見したときには、自治体負担が数億円であったので、そのやっぱり要請が来たときには、厚岸町の第1次産業にも大きな影響が出てくる問題ですので、ひとつよろしくお願いしたいなと、そういうふうに思うわけであります。

それ以上は僕も、何も決まっていなくて言えないんですけども、そういう話が出てきたときは、ひとつご検討いただいて、前向きな、いい結果に終わるように検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 根釧食肉センターの建設についてであります。それに伴う自治体負担の関係であります。今、明確に数字が出ていないわけでありまして。しかしながら、先般の要請書の中には自治体の負担ということもあるようであります。

財政的な、やはり限度というものがあります。これは、厚岸町のみならず釧路管内、根室管内の市町村全て含めてこの問題に興味を持っており、また、負担という方法については、どういう方法があるだろうかと。牛の数でやるのか、または生乳量でやるのか、いろいろな方法も考えられるでしょうけれども、しかしながら、まだはっきりしておりませんので、一町で1億円も負担してくれということになると、これは大変な事態に相なるわけでありまして。町財政にとっても大変なことに相なるわけでありまして、それは確定した中で、協議をしながら対応していかなければならない、そのように考えているわけでありまして。

私自体は、やはり、北海道畜産公社の閉鎖に伴う食肉センター、これは特に重要だと思っております。根釧におきましては、乳牛の飼養頭数が30万トン、北海道最大の酪農地帯でもございます。そういう意味においても、このセンターの役割は極めて重要であると、そのように考えている次第でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 次に、3番目の大雨対策の質問をさせていただきたいと思います。

昨年に続いてことしも、この長雨が続けて17日間ですか、つい最近も92.5ミリとか、昨日もかなり降ったのだらうとは思いますが、そういった大雨が非常に多いですね。

それで、余り厚岸が孤立したという話はそうそう聞くことはないんですけれども、府県の山間部においてはそういった話も聞きますし、ここは、山間部といっても太田地区は高台ですので、そういった心配はないんですけれども、やはり、町のなかは全面舗装されていて、排水溝、水を飲み切れなかったらちょっと道路が増水して、歩いたり車の通行に支障を来すのかもしれないけれども、山間部とかに行くと、まだ砂利道のところで、側溝もまだ未整備のままで、素掘り状態で、そういったところが草でぼうぼうとか、路肩がすぐ崩れてしまったりとか、例にとっても、これはちゃんと整備されている

道路ですけど、太田5号道路なんて2年間たっても、ようやく今年直しますけれども、バリケードというか三脚が立ったままですよ、まだ。それに加えて、先月でしたか、あの三脚に車が突っ込んで粉々になっていた事例もあって、多分、建設課のほうで直してくれたんだろうとは思いますが、やはり、災害が起きたのは、これは仕方ないんですけど、その後の対処、それからまた未然防止策というのが非常に大事なんだろうとは思いますが。やはり、管が細かったら、毎年毎年、大雨が降って増水するようなところは、やっぱり60センチの管が入っているところを1メートルにしたりとか、そういったやっぱり対策が必要なんじゃないかなと思うんです。

それもそうなんですけど、側溝の、まずはやっぱり枯れ葉とか枯れ草とかが埋まっているものを清掃、答弁書にも書いてあるとおり、結構やってはくれているんですよ。去年の台風被害、台風って、18号、あんなに降ることはそうそうないですけども、やっぱり、筑紫恋の干場に泥が流出したというところの上のほうにある明渠だってやっぱり埋まっている状態ですよ。ああいった場合はやっぱり、町の自力ではできないのかもしれないですけども、やはり業者に頼んで素掘りをきちんと掘り直したりして、そういうやっぱり未然策が必要なんだろうと思うんですけど、その辺をどう考えているのかお答えいただきたいなと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 山間部のお話が出ました。特に側溝については草が生えていたり、路肩が崩れていたり、場合によってはごみも散乱している状況があるのかなということがありますが、それについては、清掃作業とか、そういった維持管理も、今後とも努めていきたいなというふうに思いますけども、相当広い、この厚岸町の中で、山間部といえども相当の距離の路線がありますので、それを、特定の場所という対策はなかなか難しいんだろうというふうに思います。

それから、5号道路、これは今、片道通行ということでさせていただいておりますけども、これもやはり、道路下にあるカルバートというんですか、それが経年劣化でということでもあります。これも、道路は流されない限り一気になくなるものではないんだと、徐々にここは崩れていっている部分で、早急な対策が必要だということで、これは、当然、大がかりな事業であります。これも、道路の長寿命化ということも言われておりますので、こういったことも考えていながら、今後は維持管理が必要なんだろうなというふうに思います。

それから、未然防止策、道路、あるいは浸水するものについては、道路だけの問題ではなく、山の問題であるとか、そういったことで、国や道にもお願いしていかないとかならない部分が当然あります。

そこで、町とともに厚岸町をつくり上げていくということなんですけども、やっぱり未然防止策、非常に有効だと思いますけども、現在の厚岸町内の生活環境の向上もまた大切でありますので、そこら辺も勘案しながら、未然防止で対応できるものはしていかなければならないというふうに思います。

それから、去年の9月16日、これに使ってはいけない言葉なのかなと思いますが、あ

えて使いますと、想定していなかった水量であります。ですから、この水量に全て対応できる道路整備というのは考えていないところであります。それでも、特にひどかった上尾幌の地域の方によく話を聞いていて、その対策も、直営ではありましたが、講じさせていただいた。町民には大変申しわけないんですけども、こういった工法でちょっと、様子を見させてくれということで対応させていただいております。

それから、筑紫恋のほうと言いましたけれども、これは有明地区のことではないかなというふうに思います。これは、議員多分ご存知かと思えますけども、汐見川という川もございますので、こういった上流部の対応だとか、そういったことを総体的に含めた対応は必要なんですけども、今は、町でできることはまずやっております。

今後も引き続き監視しながら、大災害にならないような、それこそ予防策もいろいろ検討しながら進めてまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 2 番、大野議員。

●大野議員 自然災害には多分、どんなことをやっても勝てない。東日本大震災もあつたように、十何メートルの堤防をつくっても、それを乗り越えられる。僕はそんなふうと思うんです。だけど、最低限やらなきゃならないことはやらなきゃならない。

町民の命は、やっぱり、何かあつては遅いので、まずは逃げてもらう、これが鉄則なんだろうと思うんですけれども、やっぱり、財源が伴いますので、一遍に管渠等々を交換せいと言っても絶対無理です。これは誰にもできません。だから、やっぱり、できるところからこつこつ、道路も含め、治山事業も含め、いろんなやっぱり、被害を最小限に食いとめるべく、こうやって長雨が續くと、多分、そこら辺の法面とかを見ても、これ、崩れそうだなとわかりますよね。黄色いパトロールカーが毎日のように走って歩いていまして、毎日のように本当にすれ違っております。ご苦労されていることとは思いますが、やはりそういった箇所をいち早く見つけて、直営でも何でもいいですから、できるところから、最小限に食いとめて、やっぱり被害を少なくする方法、それから、でっかくいったときには激甚災害指定を受けながら改修工事を行っていますけれども、そういった面を、大きくいっちゃった場合は、これは仕方がないんでありますから、本当に、町として、できるところから、今までもやってきているでしょうけれども、今まで以上にやっぱり気を使いながら運営していったほしいなと思えます。

以上で僕の質問を終わりたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

町長の責務は、町民の命と財産を守ることが第一であります。そういう中で、3 年前の東日本大震災以来、防災対策に特に力を入れているところでございますが、その当時は津波、地震対策を重点的に考えたところであります。しかしながら、昨今は自然災害でも異常気象による災害・被害が多くなっているわけでありまして。ご指摘のとおりであります。

大野議員からは、町でやることはやりなさいということではありますが、私どもといたしましては、冒頭に申し上げましたとおり、町民の命と財産を守るという責務の中で、やはり、防止対策を講じていかなければならない数多くの課題があるわけでありまして、そういう意味におきまして、自然災害に対する予防をこれからも真剣に取り組んでいかなければならないと、そのように考え、これは町単独の事業でできるわけでもありません。道、国のほうからも協力をいただきながら、安全・安心なまちづくりをしてまいりたい、そのようにも考えている次第でございます。

●議長（音喜多議員） 2番議員、いいですか。

以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

次に、7番、金橋議員の一般質問を行います。

7番、金橋議員。

●金橋議員 それでは、第2回定例会に当たり、さきに通告してあります、1、シーニックバイウェイ北海道について。

（1）シーニックバイウェイ北海道の概要について教えていただきたい。

（2）シーニックバイウェイ北海道推進の基本方針について説明願いたい。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

シーニックバイウェイ北海道についてのうち、初めに、シーニックバイウェイ北海道の概要についてお教えをいただきたいについてでございますが、シーニックバイウェイとは、景観、シーンの形容詞「シーニック」と脇道・寄り道を意味する「バイウェイ」を組み合わせた造語であります。景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域、美しい環境づくりを目指す取り組みで、アメリカにおいて先行的に取り組まれた制度であります。

日本では、国土交通省が観光振興などを目的とした施策として、平成15年度から全国に先駆け、北海道において千歳・ニセコルートと旭川・占冠ルートをモデルとして設定し、試行しながら、アメリカでの取り組みを参考に、北海道に合った仕組みを考え、平成17年3月からシーニックバイウェイ北海道制度として本格的にスタートしたものであります。

この取り組みは、道をきっかけとして、地域の方々の主体的な取り組みを北海道商工会議所連合会や北海道観光振興機構、北海道農業協同組合中央会などの道内の経済団体、国の出先機関や北海道などの行政機関で構成するシーニックバイウェイ北海道推進協議会という総合的な組織でバックアップするものであります。事務局は、この取り組みを始めた国土交通省の地方支分部局である北海道開発局が担当しております。

シーニックバイウェイ北海道には、指定ルートと候補ルートがあります。指定ルートは、ルートストーリーや活動方針などが盛り込まれたルート運動活動計画を作成し、有

識者委員会での審査を受け、推進協議会で指定されたルートであります。指定を受けると、各種広報、情報提供、行政連絡会議の設定による支援が受けられます。また、候補ルートは、指定を目指す団体ルート運営活動計画を策定するための骨子案を作成し、候補ルートとしての指定を受けます。候補ルートに指定されると、計画づくりへ向けた支援が受けられます。

昨年6月末現在で11の指定ルートと三つの候補ルートがあり、この周辺では釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイが指定ルートとなっております。

次に、シーニックバイウェイ北海道推進の基本方針について説明願いたいであります。

この基本方針は、シーニックバイウェイ北海道の持続的・効果的推進を図るため、魅力あるルート形成や全道的推進における取り組みの共通指針として、シーニックバイウェイ北海道推進協議会が定めたものであります。

内容は、シーニックバイウェイ北海道の意義や目標、推進の基本方針で構成されており、シーニックバイウェイ北海道の意義としては、競争力のある美しく個性的な北海道を実現していくため、地域への愛着や誇りの形成、北海道での旅の快適性向上とストレスの少ないツーリング環境の形成、地域ブランドの形成を掲げております。

また、シーニックバイウェイ北海道の目標としては、北海道の地域資源を保全・改善しつつ、地域の主体的な取り組みにより、交流人口の拡大、地域関連産業の振興、地域における雇用の拡大を掲げております。

推進の基本方針では、ルート運営や全道的推進にかかわる全ての主体それぞれが自発的、持続的、公開性、連携性を基本姿勢として、総合的かつ戦略的に推進することとし、まず、ルート指定等の基本方針では、選択性の高い広域周遊ネットワークを形成するための道内での体系的なルート配置や、熱意ある地域の積極的な取り組みを支援するための候補ルートの指定について定めております。

また、ルート運営の基本方針では、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを総合的に推進するための行政機関と活動団体の密接な連携を初め、ルート運営に必要な社会資本整備や情報発信等の積極的な推進、ルート運営活動計画に基づく活動の展開と点検・改善によるルート品質の確保、開かれた組織運営と地域住民参加への積極的な取り組みについて定めております。

最後に、全道的推進の基本方針として、指定ルートへの情報提供や民間団体・企業等との効果的連携、積極的な広報展開による全国への情報発信、フォーラム等によるルート間の連携推進、集中活動月間の設定や表彰制度の創設、支援機関の指定などによる調査研究、米国シーニックバイウェイとの連携、外国人観光客への配慮などについて定めた内容となっております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

再開は、15時30分といたします。

午後2時55分休憩

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

7 番、金橋議員の一般質問から行います。

7 番、金橋議員。

●金橋議員 本当にいろいろどうも、調べてもらいまして。

1 年前までは、このシーニックバイウェイ何とかというのはわかりませんでした。何か、いつも私が質問するときには、エコツーリズム、グリーンツーリズムとかいろいろと言うものですから、私が好きでそういう言葉を使っているわけじゃなくて、日本語にしていないのです。特に国の関係の機関の方は横文字が好きで、本当ならば、もっと日本語を使ってやればいいんですけども、こういう言葉が好きなようです。それでこういう言葉を使っていたということ。

実際に、いろいろ調べてみたのは、つい最近になって、やっぱりどういうことなのかなど。概要については、町長にお答えいただいたように、そういう内容です。それで、わからなかったのを教えてくださいということを行ったのです。

あと、もう少し突っ込んで調べたいと思いまして、シーニックバイウェイの通告書を出した後に事務局に問い合わせをしました。そして、釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ事務局が置いてある釧路市新川町の、これは民間の会社なんですけれども、有限会社ピッパラというところに電話をして、その担当が宿谷さんという方で、後からいろいろ聞いたら、その会社の、女性の方なんですけれども専務取締役ということで、何の会社かなと思ったら、衣料を扱っている会社でした。

ですから、これを動かしているのは、民間のそういういろんな団体が動かしていて、その後押しを国のほうがやっているということがわかりました。それまでは、いろいろ資料の中で読んでもわからなかったのです。本当にそうなのかなど。ちょっと、別に疑うわけじゃないんですけれども、それじゃ、国の予算とか、そういうもので動いているんですかと言ったら、そういうことでもないようで、いろいろ聞いても、やっぱり民が動いて官がバックアップ、後押しという、国のほうです。そういうことがわかりました。

いろいろと話しているうちに、6 月17日火曜日、16時から18時の間にシーニックバイウェイ北海道釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイルート運営代表者会議というのがありまして、これが弟子屈町の公民館 2 階であるので、実際に行ってみたらどうでしょうかねという問いかけが逆に事務局からありまして、行ってきました。その中で、来賓の挨拶で、釧路開発建設部の部長、石田さんという方、それと、もう 1 人来賓で、弟子屈町長の徳永さんが話をしていました。

石田さんのほうは、民間が中心になって行動を起こしている組織というか、そういうことです。行政がサポート役に回って行動しています。主には、要するに金をかけないで、通るルート、道路の部分で、花いっぱい運動だとか、要するに清掃活動、それを主にやっていると。はっきり言って、すぐ金になるとか何かじゃなくて、お客さんを迎え入れると、おもてなし、そういうことを中心に、ビジネスチャンスにつなげていく今後の基礎的な活動ですというようなことを話されていました。

その後に徳永町長が話されて、主に自然の番人宣言とかいろいろとやりながら、あともう一つは、釧路・根室地方の清掃活動によってお客様の受け入れをしているんですよというようなことを話されました。それと、もう一つ、トマム・夕張の道路、北海道を横断する道路ができてから、平成25年、平成26年、35%のお客さんの入り込みがあるということを言っていました。今後さらに、別保まで来て、その間で阿寒のほうに行くようになると、平成28年、前も言っていますけど、そうすると、さらに多くの人が入ってくるでしょうということを言っていました。

それで、最後に、民間がやることをやって行政がバックアップするという形。はっきり言って徳永町長も、全面的に町がやっているわけじゃないということなんです。どれだけ民が動いて、あと、それに引っ張られて行政が動いていくかというほうが、何かちょっと、密に動けるのかなというような気がしました。

私がなぜこういうことを言うのかというと、ちょっと、地図上で見たら、またこんなものを出して済みませんけども、ごらんのように、観光地のほうに行って、結局、これで見ると、釧路空港から中標津まで通じるルートをずっと通って、それで、あと、その通る道をきれいにしてつなげていくということなんです。ということは、釧路空港において、ずっと歩いて、中標津空港に行って、それから帰っていくと。それじゃ、シーサイドラインはどうなるのという感じなんです。これを見ると、それじゃ、釧路から厚岸を通して根室の間で、ずっと行って、それからまた根室から中標津までぐるっと回れば、本当にシーサイドラインとつながっていったいいんじゃないですかということなんです。

これは夢物語を言っているわけじゃなくて、そうになってしまいます。道路が来て、それから、根室まで行っていないで、そのまま向こうの上のほうへ行っちゃうと、今度はオホーツクのほうに抜けて、向こうのほうと知床、そのあたりで終わっちゃいます。シーニックバイウェイの部分でいくと、釧路から厚岸、根室、このラインをどうしていくのかなというのがあるんです。

それで、今、11カ所あって、あと3カ所申請中ですよね。恥ずかしい話だけど、私も1年前までわかりませんでした、これ。いろいろと、これを知ったきっかけは、弟子屈町か鶴居村の会議に行って、それを見たんです。こちらのほうは全くそういう話がないし、なぜかなという部分でいろいろ聞いたら、我が厚岸町と浜中町も根室市も、こっちの関係には、会議だとか何も入っていないということだったものですから、可能性として、シーニックバイウェイの釧路、厚岸、浜中、根室、その辺をずっとつなげて、湿原あるいは根室までのフットパス、そういう形で、国道あるいは道道も入りますけど、シーニックバイウェイのこれを見ると、道道も入っているんです。ですから、それを含めて、その道路を通じて、国の金を使って、今後、そういうようなことに、ちょっと調査研究をして、近い将来それを進めていくお考えがあるかどうかということでお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

今、ご質問者言われたとおり、シーニックバイウェイ北海道ということで、指定ルー

トと候補ルートと2種類があるということを町長の1回目の答弁でさせていただきましたけれども、指定ルートに指定されているところは11カ所あります。候補ルート、申請中と言っているのが恐らくそのことを指しているかと思いますが、3カ所あります。今、ご質問者が言われたような、釧路湿原、阿寒、摩周、このシーニックバイウェイのルートにつきましては、関係する町村ということでは、釧路市、標茶町、弟子屈町、中標津町、鶴居村、別海町、こういったところがそのルート上にあります。大きく分けて釧路湿原エリア、阿寒湖エリア、弟子屈エリア、中標津エリア、この四つで構成をしているということでございます。

それで、ご質問者言われるとおり、海岸線の町村というのは抜けているということでは、釧路管内でいきますと、白糠町、釧路町、厚岸町、浜中町、根室市ということでございます。

それで、シーニックバイウェイ北海道という、この動きがなされる前から、この沿岸部分につきましては、十勝の広尾から根室に至るおおむね321キロ、これをいち早く北太平洋シーサイドラインということで銘打って、いろんな活動を行ってきております。また、釧路町、厚岸町、浜中町におきましては、岬と花の霧街道ということで、これもまた同じような取り組みをして、海岸線だけではなくて、湿原とかそういった、あるいは酪農の牧歌的な風景というのも当然あるでしょうけれども、そういった風光明媚な海岸線ラインであるということを経営して取り組みを進めていると。

ご質問者言われたように、シーニックバイウェイ北海道の取り組みの考え方としても、民間の方々が主体になる。具体的に言いますと、釧路湿原ということでは、花いっぱい運動をする方々、ボランティアネットワークの方々、あるいは、阿寒湖のエリアの部分でいくとネイチャーセンターであるとか、温泉連合町内会、それと観光協会。弟子屈のほうに行くと、自治会だとか商工会、こういったところも入っています。中標津のほうであれば青年会議所や商工会、日専連の青年会だとか、こういったところが活動団体となって、その代表者の方々とルート運営代表者会議というのを設置をして、そして北海道推進協議会のほうに計画を立てて指定をいただいているということでございまして、3町の団体構成としましては、自治体も入っておりますけれども、観光協会、それと3町の商工会、漁業協同組合、こういった団体をもって組織している協議会でございますので、民間が主体になっているという部分でも共通している部分はあります。

今、北太平洋シーサイドラインというルートがあって、その中に岬と花と霧街道ということで、またさらに絞った中でこういう魅力づくりをしていると、取り組みをしている中では、シーニックバイウェイ北海道の動きに入ることよりも、従来進めてきた、このルートの魅力づけをより一層高めるほうが効果的であろうというふうに今のところは考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 よくわかりました。

それで、道路ということで、その総会の中で、平成26年度の、いろいろとそちらのほうも活動しているのです。今言われたように、花と霧と、その街道もそうですし、それ

であれば、その部分で、あと、民が動くような組織づくりというふうになっていくと思います。それが一番必要になると思うのです。ただ、なかなか、はっきり言って、釧路から根室にかけては、民が動くという部分は、ちょっと欠けているんじゃないかなという気はします。

弟子屈の会議を聞いていて、やっぱり、民の方が積極的に動いています。それと比べて、こちらの海岸のラインは余り動いていないようなふうには感じました。

厚岸も、やっぱり、いろいろと、クリーン作戦を含めて掃除をするという感じのものはやっています。それと、花いっぱいも確かにやっています。町内で花いっぱいはやっているんですけど、例えば国道からコンキリエに入る部分の、あの辺あたりでもちょっと、きれいにしたら、例えば花を置くとか、そういうほうが、意外と、ああ、いい町だな。コンキリエ、ちょっと寄ってみようかなというふうになるかもしれませんね。いろいろと、別に見た目というわけじゃないですけど、きれいなほうがいいですから、花があって。だから、その工夫がもうちょっとあってもいいんじゃないのかなと思います。

それは、はっきり言って、私、ちょっと子供たちと自転車で行くような別の事業もやっていて、ほかの町をずっと、オホーツクに向けて歩くにしても、阿寒のそういう町並みのほうへ行くにしても、確かに観光を主にしているところですからきれいですね、町のなかが。だから厚岸も、将来に向けて少し、そういうような、国道からこっちの、市街地に入ってくるような、別に花が誘い水というわけじゃないですけども、そういうようなことのほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。

あと、ほかでも、平成26年の事業として植樹のイベントもやっています。厚岸町もきちんとやっていますから、それは別にいいんですけども。

それと、もう一つは、クリーンストリームリバー、また横文字なんですけれども、川の清掃もやっています。カヌーを使ってです。そういう事業も組んでいるようです。

それと、そのほかに、事業としては沿道景観改善プランとかといって、やっぱり会議をもって、どうすれば景観をよくするかという、民の中でやっています。ですから、行政は入らないで民が動いているという部分があるのです。

そのほかに、何回も言っていますが、北根室のランチウエー、これは私も実際に子供たちとずっと長い砂利道を歩きましたけど、それから登って行って、ずっと行って、ちょうど山の上に行って、そこで強風の中テントを張って、朝方のすごく遠くまで見える星とか、そういうものがきれいだったのを覚えていますけど、そこに住んでいる人は、そういうものは別にきれいとも何とも思わないんです、地元の間人は。だけど、厚岸は、やっぱり景観がいいです。皆さんはそれになれているから。ほかの町だとかを自転車でずっと歩いたりしていると、ここの町はきれいです、やっぱり。大黒小島もあるし。山の上に登ったら、それはもう、お供山の上から見るのだったらきれいです。ずっと沈む夕日だってきれいです。釧路は夕日で売っているけど、厚岸だって夕日はきれいです。それは、釧路の人とも話しているんですけど、厚岸のほうに来て、やっぱり厚岸の夕日だっていいよねと。釧路もいいけどねと。まなぼつとの上から見る夕日はやっぱり、なかなかいいですよ。上からずっと海のほうに沈んでいくの。厚岸だっていいんです。ただ、それがそこで見れますよとか、例えばお供山の上に行って、厚岸の間人は行かないでしょうけど、ほかから来た人はやっぱりいいですよ、日没。そういうものをPRして

もいいんじゃないかという時期に入っていると思います。そういう気持ちの余裕を持つような時代にだんだんなっているように私は思います。自分が60過ぎて、じいさんになってきて、ああ、いいものはいいなと、きれいなものはきれいだなというふうに思っています。個人的な意見ですけどね。

もう一つ、向こうのほうで、観光の部会でやっていたのは、バリアフリースーツリズム。それで、実際に障害者や高齢者向けの受け入れの活動をして、地元住民によるきめ細やかなサポートと地域性を押し出した、満足のいくプラン提供をするということなんです。ですから、はっきり言って、私もだんだん年をとっていきますよね。そして、ただいろんなところへ行って、いいものを見たいとか、おいしいものを食べたいとかという、そういうものの提供がここに来てきちっとできるような形になっていれば、ああ、いい町だなと、安心して行けるなというふうになるとと思います。

ですから、もし、今言われたような道路について、シーサイドライン、霧街道ですね。霧って、ここに住んでいる人は嫌なものかもしれないですけど、私が知っている京都の人が来たときに、幻想的ですごくいいですねと言っていましたよ。この人は嫌ですけども。だから、物の見方で違うんですよ。だから、そういうものを、この人たちの意見だけではなくて、ほかから来て、釧路でもやっていますが、日本一涼しいところ、釧路・根室地方。それを売りに釧路市でやっていますから、それで実際増えているわけですよ、そっちの話は振らないけども。だから、そういうものを含めて、あと、これから先、また同じことを繰り返すかもしれないですけど、札幌から、それこそずっと横断の自動車道が来て、別保まで来ました。それから先行くとしたら、あと5年後、10年後と、前、議員になったときに話していましたが、あと10年ぐらいしたと言って、5年たったら、もう別保まできちゃいますよね、あと1年、2年したら。10年たたないうちに来ちゃいましたよね。そしたら、根室まで行ってしまいますね。

1泊すれば、ずっと見て歩けるといったら、厚岸に、例えば1泊してとって、ずっと、大体1時間半なりぐると、中心にしたら、釧路市、それから、結構、阿寒とか、根室のほうとかと、全部覆われちゃうんですよ、ここに泊まったら。そして、ここはカキがあるんです、地元の。そういういいものを、はっきり言って付加価値をつけて高く売ると。高く売るといったらちょっと言葉は悪いけども。

もう一つ、講演会があったんです。この会議が終わったときに、講師の先生が言っていたのが、まず、北海道はパッケージにして売っているけれども、意外とそれはそうでもない。北海道のものというのは個数が多過ぎるから、もうちょっと少なくとも、地場のものという感じで売ればもっといいんじゃないかというようなことを言っていました。

ですから、そういうものを含めて、いろいろと考えて、それにプラスして、今言ったことを含めて、だから、はっきり言って民のほうにどういう働きかけをするかですよ。民がやるよというふうに考えなきゃ動かないんでしょうけど。

厚岸は、うちの議員もいろいろと頑張って、若い議員もやっている厚岸ネットというのがあります。地域の歴史とか、そういうもの。ただ、そういう形の、厚岸をきちっと広めていくという、NPOが一つだけでは少ないような気がしますから、それに類する部分をふやしていかないとだめだと思います。

ただ、きっかけとして、湊谷課長もいろいろとご苦労されていると思いますけど、別の形で、できるだけ北海道の、そういう地域を売っていく事業だとか、あるいは国のほうでちょっと力をかしていただく事業だとか、そういうものを取り入れて、できるだけこちらのほうにお客さんに来てもらうような形のことを考えていますか、観光のほうとして。いろんな事業を、予算をちょっと引っ張ってくるとか、働きかけるとか、連携をとるとかという。そんなようなものがあるとしたら、ちょっと教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 質問がいろいろ、多岐にわたっているかと思いますがけれども、かいつまんで申し上げますと、やはり厚岸町、人口がこのように減ってきてございますので、これの減少を食いとめるというのは恐らく難しいと思うんです。それで、これから厚岸町は、その減少率をいかに縮めるかという努力をしていかなきゃならない時代に入っているのだらうというふうに思います。

そういった中では、経済的な力が小さくなっている中で、この先も厚岸町として生き抜くためには、やはり、観光というのは大きな魅力の一つです。外から移動して厚岸に入ってくる観光客から、観光でいろいろお金を落としていただいて、それを地域で回すということを考えていかないと、大変な時代がくるのだらうなど。そういった中では観光地も大変重要なことだというふうに思っております。

また、北海道横断自動車道がいよいよ白糠インターのほうまで来ると。阿寒、それから釧路という形で来ますが、そういった、実際に今、釧路管内に入ってくるときを迎えまして、これから車でこちらのほうに来られる方も恐らく多くなるんだらうというふうに思います。

そういった中では、今、釧路町村会のほうでプロジェクトチームを組んでいろんな取り組みを行ってございます。その中の一つで、観光プロジェクトチームというのがありますが、その取り組みの中では、各構成町、管内の町村の中で花いっぱい運動をしましょうというのも大きな事業になります。来週の月曜日には、町長も参加いたしますけれども、空港線沿いの道道において、釧路空港におりた方を気持ちよくお迎えしましょうということで、あそこで各町村のブロックをつくって、そこで花植え作業も行われます。

厚岸町内でもそういった動きをするわけですが、そういった中では、町内では、古くから花のあるまちづくり推進委員会、建設課のほうの担当になりますけれども、これは民間の方々でできている団体でございますが、そういったことで、先週あたりから町のなかでも花植えが行われておりまして、町のなかでも大分きれいになってきているかなと。ただ、天候がこういった状況なものですから、花もまだ元気ありませんけれども、そういった景観づくりも町のなかの民間の方々が中心となってつくっていただいております。

それと、この沿道という部分でいきますと、釧路から来ると、それまでは海岸沿いを通っても、それほど、なだらかな海岸なのです。門静を過ぎて望洋台のところに来て、ばんと海が開けるわけです。開けたときに、厚岸の中央にある、厚岸大橋が真ん中にある、湖南、湖北に広がっている市街地、あるいは厚岸湖、それと大黒小島というか、そ

ういったところを見ると、本当に観光客の方は、うわっという思いになってくれるみたいですよ。

そういったことを私はどう感じるかというと、村山の方々を、厚岸に釧路から来られたときには、そういったことを発してくれます。そういったことからすると、本当にいい、厚岸の風光明媚な場所なんだなというように実感できますし、それと、本町側、湖南地区に入って、床潭からずつと行くと、切り立った今度は断崖絶壁な、奇岩怪石に富むというような表現を観光のほうではしていますけれども、そういう海岸線が続きます。

今、床潭・末広間道路の整備も進めておりますが、若干、事業費の関係で長引いておりますけれども、これが完成すれば、ある一定のバスも入り込めるようになりますし、本当に、この北太平洋シーサイドライン、あるいは花と岬の霧街道、こちらの魅力を厚岸町内で存分に出せれるような道路整備ができるのかなというふうに思っております。

そういった中で、今、活性化協議会が平成22年から5年間ということで、ことしが最終年になりますけれども、観光と物産に特化した団体ということで活動してきております。最終年度になることしについては、先ほども言ったような3町の広域観光推進協議会のほうも、例年に増して補助金をいただいて、最後のチャンスというべき取り組みを行おうということで、今、事業計画を立てて、事業を開始しようとしております。その中では、ガイドの育成も3町のほうでも取り組んでいこうと。これは、ガイドを受けるためには、それなりの講習会がある。講習会に参加するためにはテキストも必要になるという部分では、それに対する支援をその協議会のほうでさせていただきながら、3町の中から1人でも多いガイドを養成していきましょうという取り組みもしようということでございます。

また、3町でつくっている岬と花の霧街道のパンフレット等も充実をさせていこうという計画もありますので、そういった部分で今後も取り組んでいこうというふうに思っております。

何せ海岸線の魅力を打ち出すときに、厚岸町単体というのではなくて、やはり、釧路町もまた、尻羽岬を初め風光明媚なところもあります。浜中町に行くと、湿原等々で、またいろんなポイントもあります。こういった3町の結びつきを大事にしながら、可能な限り、北海道なり国からの支援があるものは生かしながら、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 本当に懇切丁寧な説明ありがとうございます。私も、まだいろいろと、このことについては勉強したいと思っています。

答えは知らないんですけども、この間の弟子屈に行ったときの講師の先生が言っていました。最後に、いろいろ、日本全国、この講師の先生は、シーニックバイウェイの九州から北海道まで、いろいろと動いて、いろいろ提言している人なんですけども、ガイドサイクリング、そしてローカルなサイクリングがよいのではないかなというようにことを言われていました。

ですから、最後に名刺交換をした釧路開発建設部の維持のほうと、それから計画の課

長と、ちょっと話したんですけど、やっぱり、以前に町長が言われていたように、国道は自転車が行けるような状態でないと。あれがもうちょっと広がって、自転車が走れるような状態であれば、夏場にかけて釧路まで自転車で行っている人もたくさんいます、地元の人じゃないと思いますけど。それが可能であれば、釧路から根室まで、まだいろいろな、今言われたようなガイドサイクリング、そしてローカルなサイクリングという形に進んでいくのではないかとということがあるので、これは、答えはいりませんから、今後、お互いに、課長と私の意見の交換ということにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問は終わります。

●議長（音喜多議員） もういいですか。

以上で、7番、金橋議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました通告書に従って質問をさせていただきます。

1、町有施設について。

（1）各地区集会施設やほかの町有施設について、スロープと手すりの点検や維持管理について努めてほしい。

ア、スロープについてであります。

（ア）スロープがないところ。

（イ）スロープが適正な勾配になっているか。

（ウ）スロープの路面が歩行上支障になっているところはないか。

（エ）として、上記の（ア）、（イ）、（ウ）について、問題があれば改善してほしい。

イについて。手すりについてであります。

（ア）手すりが全くない場所。

（イ）手すりの高さは適正か。

（ウ）経年劣化による損傷、破損はないか。

（エ）上記の（ア）、（イ）、（ウ）について、問題があれば改善してほしい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

町有施設のスロープについてのうち、初めに、スロープがないところについてですが、有明、住の江、宮園、宮園丘陵、片無去パイロット、糸魚沢の各地区集会所と森林センター、太田、尾幌の各へき地保育所、町営住宅では、梅香団地、奔渡団地、有明団地、白浜団地がスロープの設置がされていない施設であります。

なお、町立厚岸病院、上尾幌体験農園管理センター、デイサービスセンター、あみか21正面、町営住宅松葉団地については、地面と入り口との段差が極めて少ないため、スロー

プの設置はしておりません。

次に、スロープが適正な勾配になっているかについてであります。光栄地区コミュニティセンターがやや急勾配で、漁村環境改善総合センターには取り付けスロープがありますが、急勾配となっており、他の施設ではおおむね良好な状態であります。

次に、スロープの路面が歩行上支障になっているところはないかについてであります。路面が歩行上支障になっているところはありませんが、スロープ路面の亀裂、各施設の地面とスロープ、スロープと建物出入り口の段差などが散見されます。

次に、問題があれば改善してほしいについてであります。利用の実態把握に努め、利用者の状況に応じて優先度合いをつけ、可能なものからスロープ設置の対応を図っていくこととし、地面とスロープ、スロープと建物出入り口の段差について、改善に努めてまいります。

なお、町営住宅の梅香団地と奔渡団地については、建築後の地盤沈下により発生した段差の解消を図るため、出入り口に階段と手すりを設置しております。

両施設は、駐車場の確保や物置の配置場所などの関係から、適正なスロープの勾配を確保するために必要なスペースを設けることができない状況にあります。今後は、現在設置している階段と手すりの維持管理はもとより、より負担軽減となる構造の研究・検討に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、手すりについてのうち、手すりが全くない施設についてであります。有明、住の江、宮園、宮園丘陵、白浜、門静、片無去、糸魚沢の各地区集会所、光栄、上尾幌の地区コミュニティセンター、湾月生活館、生活改善センター、厚岸町役場庁舎、厚岸霊園、木工センター、上尾幌体験農園管理センター、漁村環境改善総合センター、カキ種苗センター、真龍保育所、太田へき地保育所、尾幌へき地保育所、デイサービスセンター、あみか21正面、町営住宅では白浜団地、宮園団地の一部が手すりの設置がされていない施設であります。

次に、手すりの高さは適正か、経年劣化による損傷・破損はないか、問題があれば改善してほしいについてであります。いずれの施設もおおむね良好な状態ですが、利用の実態把握に努め、利用者の状況に応じて優先度合いをつけ、可能なものから手すり設置の対応を図っていくこととし、継続的な点検や維持管理に努めてまいります。

なお、教育委員会の所管施設については教育長から答弁をいたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、教育委員会の所管施設についてお答えいたします。

学校においてスロープを設置していない校舎は高知小中学校1校で、その他の校舎については、児童玄関前の段差がない真龍小学校及び太田中学校を除き、全てスロープを設置しております。

次に、社会教育施設においてスロープが未設置の施設は、太田、末広、筑紫恋の公民館分館及び郷土館の4施設で、段差がない情報館を除き、公民館苫多分館、海事記念館及び太田屯田開拓記念館にスロープを設置しております。

次に、社会体育施設については、海洋センター、勤労者体育センター、宮園パークゴ

ルフ場管理棟及び温水プールの全てにスロープを設置しております。

次に、スロープの適正勾配については、学校施設では厚岸小学校及び厚岸中学校、社会教育施設では太田屯田開拓記念館、社会体育施設では海洋センター、勤労者体育センター及び温水プールが、いずれも適正な勾配になっておりません。

次に、問題があれば改善してほしいについてであります。現在のところ、スロープの亀裂または陥没により歩行上支障になっている箇所はありませんが、日常の点検により補修等の必要性が生じた場合は適切に対処してまいります。

なお、勾配の適正化については、施設改修で後からスロープを設置した施設もあり、適正勾配でスロープを設置した場合、敷地の都合により、逆に駐車場及び人の通行に支障を来す場合もあることから、玄関前の許容範囲の中でスロープを設置せざるを得ない状況にあることをご理解願います。

次に、手すりについては、床潭小学校、真龍中学校、給食センター、公民館苫多分館、海洋センター及び勤労者体育センターを除き、手すりを設置しておりません。

なお、手すりを設置している施設の高さは、いずれも適正值の範囲内となっております。

次に、経年劣化による損傷・破損はないかについては、現在のところ、手すり自体に損傷、破損はありません。

手すりの問題に対する改善ご意見は、現在のところ聞いておりませんが、教育委員会といたしましては、今後とも継続的な点検や維持管理に努めるとともに、利用状況に応じ利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず、児童玄関前の段差がないということなんですけども、この段差がないという、その段差の高さというのは何センチぐらいと捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私ども、今回の適正な設置のあり方について、改めて施設を見させていただきました。

そこで、参考になるものということで、法律とか北海道の福祉のまちづくり条例、こういういったもので、福祉のまちづくりをしようという一定の設備の基準等が示されております。

この段差については、やはり、歩行をしていてつまづく程度のもの、ですから、数センチであっても、それは段差であるというふうに今回は捉えたところでございます。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 児童玄関のスロープ部分も承りましたので、ご説明

をさせていただきたいと思いますけれども、学校施設で玄関前に段差がないという施設、真龍小学校と太田中学校というふうにご説明させていただきましたけれども、ほぼ玄関の内と外でフラットになっているという状況を見まして、児童玄関前には段差がないというような説明をさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 それは、目視で確認しましたか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 今回、各学校に写真を撮影していただき、その写真の状況をもとに説明をさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 太田中学校は、僕が見に行ったときは、大体6センチから7センチの段差がありました。これを、今、段差というのは、つまりく程度、1センチでもあれば段差というふうに建設課の課長が説明しました。僕の見たところは、中学校は、約6センチから7センチありました。この段差がないとあるということについて、どういう見解でないというふうに言っているのか。ここについてはっきりしないと、前に進まないんですよ。それをはっきり言ってほしいと思います。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 繰り返しの答弁になって申しわけございません。

今回の答弁をつくるに当たりまして、教育委員会のほうでそろえた資料につきましては、太田中の生徒玄関前の写真をもとにつくらせていただき、実際に現場に行って、その6センチの段差を目視で確認しているところではございません。あくまでも写真で見た段階で、ほぼフラットな状況になっているというふうに受けとめさせていただき、このような答弁書をつくらせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 それは間違っていますよね、基本的に。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 建設課のほうの答弁と食い違う部分につきましては、確かに6センチから7センチの段差があるという現状下を鑑みたときに、段差がないと

いう表現は適切ではないというふうに考えますが、スロープを設置している、していないの部分につきましては、それとはまた違った考え方の中で整理されるものかなとは思っています。

確かに、6センチから7センチあれば、人は歩いていく段階でつまずくこともあるということで、段差があるというふうに捉えられるのかと思います。

表現の仕方にちょっと適正を欠いた部分については、おわびをしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 バリアフリーという言葉、当然知っていると思うんですけども、6センチから7センチというのは、もう完全にバリアなんです。車椅子での、例えば段差を越えるとなると、結構、押す方も大変な高さになります。通常、車椅子での段差を許される範囲は、約3センチというふうにバリアフリー法では言われています。その中で6センチから7センチというのは、大きなバリアになってきます。これをもって、写真を撮ってというふうになりますけども、正面から撮った写真では、段差は確認できないと思います。例えば横から写したものについては段差ははっきり確認できるかもしれないけども、正面から撮ったもの、または真上から見た写真というのは、なかなか段差は確認できないと思います。

そういった部分で、今後、学校にあっては、もう少し、写真じゃなくて目視で確認をしていただいて、これは課長にやれということを言っているんじゃないんです。もう少し、誰が見ても、ああ、段差があるんだとか、例えば段差が車椅子等で行き来ができる状態なのかどうなのかという部分に考えてもらいたいなというふうに思うわけですけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 竹田議員のご指摘の趣旨は十分わかりましたので、今後、そういった部分、適正に見させていただいて、さらに利用のしやすいような形で取り進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 あれば改善に努めていくという答弁でありますけども、これは、スロープがない、手すりがないといった部分で、どのくらい期間が放置されてきたのか、お答えできますか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 全般的な施設を考えたときには、施設建設当時は段差がなく、スロープが必要なかった施設であっても、経年すると、地盤沈下であるだとか、そんな

ような状況があちこちで発生している状況があるようでございます。ですから、地盤沈下がどの時点で段差に変わったというものを記録していれば、いつから放置していたのかというご説明はできるのかなと思うんですが、公営住宅に関して申し上げますと、公営住宅もアスファルト合剤等で段差を解消するような補修等をしておりますけども、それがいつ段差が発生したのかとか、そういったちょっと記録は、残念ながらございませんでした。したがって、放置期間というのでしょうか、それは、きちっとした説明はできないというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 それは沈下によって起きた部分のことであって、私が言っているのは、沈下とかそういう部分を一つの言葉として明記して質問しているのではなく、沈下ということも含めてなんですけども、最初から手すり、スロープがない部分という場所がどのくらい放置されてきたのかということです。適切に、問題があれば改善してほしいということについて、いずれの施設も良好な状態ではありますが、利用の実態把握に努め、利用者の状態に応じて優先度合いをつけ、可能なものから手すり設置の対応を図っていくこととし、継続的な点検、維持管理に努めてまいりますと、今後。このことを言ったから、じゃ、施設の中でどのくらい放置されてきたのかということになるんです、質問的に。それを答えてほしいんです。

ですから、例えばAの建物についてはいついつからいついつまで放置されていたということが明らかにならないと、放置してきた部分については、何ら利用者から苦情も何もなかったのに放置をしていたということにもなるし、苦情があったけれども、それほど苦情なりの問題はなかったのに放置していたということも言えるし、いろいろなことが考えられると思うんですけども、やらなくてはならない場所で全く放置をしていたということは全くないよというのか、それも言えると思います。私の聞いている部分はそこなんですよ。

よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 説明不足で大変申しわけございません。

町内の新しい施設については、おおむねそういった福祉のまちづくりの観点を持って、利用者に利用しやすいように設計、施工されております。

ただ、この福祉のまちづくりというものがうたわれる以前に建てられた施設については、残念ながら、その多くが手すりもスロープもない状態でありましたが、例えば選挙会場で使うのであるとか、特にそういった、困っている方が利用の多いところについては、各所管課で対応していただいて、建設後にスロープを設置しているという状況でございます。

今、スロープが全くついていないところということにつきましては、建設当時からついていないということでありまして、これは、今後、利用の実態をもう一度改めて把握

させていただいて、必要の度合いの多いところから改善をさせていただきたいと、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

各施設の放置期間については、ちょっと私どものほうで、建設課としてまとめておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 ちょっと無理な質問だというふうには思います。

今後、本当に放置されている部分というのもあると思うのです。絶対ないんだということも言えないと思います。なぜかという、把握していないんだから言えるわけがないんですよ。言えるように把握をしていただきたい、そこに努めてもらいたい。

例えば、白浜の公住の集会所、白浜を例にとって言いますけれども、ここはスロープがついております。スロープに対しての塀とかがない状態で、塀がないということは手すりを側面につけられない。スロープはあるんだけど、手すりは全くついていないんです。これ、スロープはあるけども手すりがないというのは、新しいところではスロープも手すりもついていますよね。つけられない場所だったらしょうがないんですけど、例えばこの白浜なんていうのは、完全に手すりをつけられる、後づけで。こういうところを手すりをつけて改善していかなきゃならない場所だと思うんです。

それから、太田の保育所は、太田保育所という看板もないんですよ。何の建物かわからない。それで、建物の玄関に入っていった、その玄関にもスロープもなければ手すりもないんです。これ、小さな子供が行ったり来たりする。例えばおじいちゃん、おばあちゃんが迎えにも行く、そういった施設にスロープもなければ手すりもないなんていうのは、当時、建ったときにはなかったからそのままだというのは、これは放置としか言いようがない。

それと、この保育所に入る前に側溝があります。そこにグレーチングがついています。このグレーチングとの段差も、8センチくらいあるんです。幅が大体400くらいの登りかけとおりに、ぽこんと出ているんです。これもバリアなんですよ。

こういった部分を改善していかないと、本当に、危ないんじゃないのという話じゃないと思います。

これ、各所管ごとによって、建物の管理というのは違うと思います。ですけども、そういった場所もあります。もっと言うならば、生活改善センター、ここは、皆さんもわかるとおり、玄関の正面はよく感じていると思います。だけど、どこにスロープがあるのかわかりますか。これ、管理してきちっと見ている人はわかるけど、一般の町民の方に僕は聞きました。生活改善センターにスロープがついているのを知っていますかと。ほとんどが知らないんです。何で知らないと思いますか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 何点か質問がございましたので、順番にお答えできればなというふうに、頑張りたいと思います。

まず、白浜公住には、スロープはあるけども手すりがついていない。これと同様なスロープがあるけども手すりのついていないところ、調査しましたところ、他にもございました。

今後の改善につきましては、一定の勾配、これを少し考えさせていただいて、一定の勾配以上については手すりが必要だというふうに思います。そういった観点で、スロープはあるんだけどスロープだけじゃ不安、手すりをつけたほうが、全部つけたほうが、それはいいんでしょうけども、一定の勾配率だとか、そんなものを見ながら、手すりの必要なところはつけていきたいというふうに考えております。

それから、太田保育所、入り口から、たしか階段があるところでございました。スロープも手すりもないという代表的なものだということに捉えております。

グレーチングについては何とか、交換などをしたりしているんですけども、どうもあそこは車が、職員の車なんですけども、通ったりする関係で損傷が早いと、こんなこともあります。それについてもちょっと、考えなきゃいけないなというふうに思っております。

それから、生活改善センターでありますけども、あそこのスロープは、実はコンクリート壁で隠れていると。正面から見ると、コンクリート壁しか見えないということで、スロープというふうに気づかない、実は構造となっております。そういった関係で知らない方が多いのかなというふうに思ったところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 普通の人には、やはり、スロープというのは、距離が長くて、基準値4%以内というのが、ハートビル工法とか、バリアフリー工法とか、それからノーマライゼーションという、福祉にやさしいまちづくりという、そういういろいろなテキスト系のものに書かれています。

答弁書にもありましたけども、光栄の集会所なんていうのはど真ん中にスロープがあるんですけども、荷押し車か何かで押すのも大変なぐらい急勾配で、押しつけていたら自分も押されてくるような急勾配なんです。あの勾配というのは、4%どころじゃなくて8%を超えているような急勾配です。ですから、そういったものの部分も、できない部分もあると思います。

あれにスロープをつけるとなると、全体につけないと、一部つけると、除雪するというふうになると支障が出てくるというのも僕はよくわかります。だから、その部分をすべらない構造にするとか、今はモルタルの部分だけなんですよ。ということは、12月に雨が降ると、当然、しばれてしまいます。そうすると、あの勾配ではスロープの体はなさない。要するに、かえってあのスロープを登ろうとすると危ない。危ないから階段を上りおりをしようとなると、手すりが無い。なので、そこにはやっぱり手すりを設けよう。そういう、つくっても、奔渡の公住みたいに物置があって、スロープをつくるのがなかなか難しいとかという部分も、この答弁書にもあります。であるならば、どういった形態をしたらいいのかというふうに検討するというふうにも書いています。けども、例えば公住じゃなくて光栄の集会所等については、余りにもひど過ぎるスロープ

勾配だということで、あれはもう体をなさない。

それから、山の手の新しい集会所、ここは長いスロープがついています。スロープを登っていくというのは、本当に車椅子の人か、あとは足腰の弱い方とかが利用するのが一般的で、一般のちょっとした、膝がちょっと痛いけど、何とか階段を上れるような人は、スロープから行かないで正面から入ろうとしますよね。なぜかといったら、一番近い場所からですよ。一番近い場所だからこそ階段を上ってしまえということで、上るたびに膝がじくじくと痛む。ところが、正面には手すりがない。12月の雨が降ったときに、あそこの階段は、屋根からまともに水が落ちていくんです、じゃらじゃらと。今はしばれませんが、12月になるとしばれて、物すごい滑るんですよ。そういうところには、どういうふうに対処したらいいのかということも考えなきゃいけないと思います。

そういった部分で、いろいろ問題があるんですけども、特に、今、僕が言ったものの場所については、問題点があれば直していくよというんじゃなくて、早急な対処をしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今、私が把握している中で、実は漏れていたのが山の手かなというふうに、今、聞いていて、まだ知らない部分があるかなというふうに思いますので、そういったものを含めて、優先順位が高い場所であるだろうというふうに思いますので、改善に向けて、優先度の高いほうで検討させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町にポスターがあるんですけども、「いつか来た町 来たい町 思い出つくる厚岸町」と。これ、僕すごく好きなんですけど、これ、誰がつくったんですかね。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） あのポスターについては、厚岸観光協会のほうでつくったポスターでございます。ただ、つくった年は、ちょっと私が今、即答できるような状況ではありません。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 何でそんなことを言うかということ、町長が日ごろ、厚岸町にまた来たいなというまちづくりをしたいという町長の思いですよ。それと、先ほど7番、金橋議員が言っていた、厚岸町の魅力を存分に出して、何とか厚岸町の観光をとという思いで、ずっといろんなテーマで金橋議員も質問してきました。それに対して、まちづくりの課長も、先ほどの答弁の中で、本当にまた厚岸に来たいという、そういう風光明媚なところがいつ

ばいあると。どんどん人口が衰退していく中で、何とか観光人口交流を増加をしていくことによって、厚岸町の経済を支えていこう、これはもう、町長の悲願でもありますよね、今。

私も、世間ではわけのわからないことをやっていると言われるんですけども、牡蛎博士とかNPO法人とかをつくって、何とか町のためと思って、一生懸命やっておりますけども、要は観光交流を含めてやっていこうとした中で、バリアをなくする、施設を障害者の方が訪れたとしても、いい町だなと。障害者に優しい町というのはやっぱり、心の優しい人たちなんだなというふうに、そういった施設をことごとくきちっと直す、そういったことが、そういうことをこつこつとやっていくことによって、観光客が来たときに、それを見たときに、厚岸町は福祉の町、いい町だなというふうに印象づけられる、そういうことも考えられる。それはとても大事なことだと思うんですよ。

最終的に僕はそこに行きたいんですけども、「いつか来た街 来たい街 思い出つくる厚岸町」、これはまさしく、また来てくださいという、リピーター客をつくりたいがための言葉だと思うんですよ。バリアをなくする、ハートビル工法とかノーマライゼーションという、そういう部分でまちづくりをしていくことによって、思いが観光交流の増という部分にもつながっていく。そういうことで、何とか観光に来ていただいた方にも、そういった優しいまちづくりをしているんだということを感じていただけるような、そういうまちづくりをぜひしていただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

町立の施設59カ所、さらにまた教育施設等々含めていろいろなご指摘を受けたところでございます。福祉の町・厚岸にふさわしい施設にすべきであると。これは当然のことでございます。スロープにいたしましても手すりにいたしましても、今、ご指摘のあったとおりでございます。今後、財政も踏まえて、やはり、利用者についても、または来る人方も、安全な町、福祉の町ということは重要なことでもありますので、今後とも、担当課長からご答弁があった姿勢をもってやっていきたいと思っております。

それと、今、ご指摘がありました、やはり私も、地域戦略の一つとしては、観光を考えているわけでありまして。そのとおりであります。先ほどのシーニックバイウェイの課題もそのとおりなんですけど、これは全て民間団体が主体なんです。私が目指しております協働のまちづくり、行政は中心になってまちづくりをいたしますが、やはり行政だけでは限られた今日の財政状況であります。そういうことで、民も含めた協働のまちづくりと私は願っているわけございまして、竹田議員もNPO法人を立ち上げてやってくれている。牡蛎博士等々、これまたすばらしい、道内のみならず道外からも受験に来るほどの効果が出ているわけございまして、そういうあり方というものも我々は学んでいるわけございまして、今後とも官民挙げて、それぞれの対応をしていかなければならない、そして、すばらしい厚岸町をつくっていかなければならない、決意も新たにさせていただきますところでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました9名の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第31号 釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第32号 釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第33号 釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第31号、議案第32号及び議案第33号の釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、釧路管内の七つの町村と五つの一部事務組合が共同して設置する釧路町村公平委員会は、同法第9条の2第1項の規定により、3人の委員をもって組織され、現在は厚岸町の安池仁氏、弟子屈町の遠藤清一氏、白糠町の馬場和男氏が平成18年8月1日から委員に就任されておりますが、この3人の委員の任期が本年7月31日をもって満了するとともに、安池仁氏と遠藤清一氏から、今期で退任したいとの意向が示されました。

つきましては、同法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する次の方々を釧路町村公平委員会の委員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員の候補者を申し上げます。

初めに、議案書11ページ、議案第31号をごらんください。

住所、厚岸郡浜中町霧多布西2条1丁目28番地、氏名、堀内博志、生年月日、昭和25年10月23日であります。

堀内氏については、新たに選任する方であります。

堀内氏の略歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

次に、議案書13ページ、議案第32号をごらんください。

住所、川上郡標茶町川上9丁目10番地、氏名、中居茂、生年月日、昭和26年8月20日であります。

中居氏についても、新たに選任する方であります。

中居氏の略歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

次に、議案書14ページ、議案第33号をごらんください。

住所、白糠郡白糠町西4条北2丁目1番地1、氏名、馬場和男、生年月日、昭和21年1月28日。

馬場氏については、引き続きの選任となります。

馬場氏の略歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

なお、任期は、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、平成26年8月1日から平成30年7月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります、ご同意くださるようお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第31、32、33号が終了するまで、あらかじめ延長いたします。

●議長（音喜多議員） これより、議案第31号について、質疑を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 わからないのでちょっとお聞きしたいんですが、選任に対する略歴等、また、住所、氏名、生年月日等がありますけども、これについて、男と女という記入というのは、この選任に提出するときに当たっていないものなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） これは、今の公平委員会のみならず、人事案件につきましては、全て記載しております。変わるものじゃありませんので。ご理解いただきたいと思います。（発言する者あり） ないということ。済みません。担当から答弁させます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えをいたします。

他の委員につきましては男、女の記載があるかと思いますが、この公平委員会の委員の選任の同意を求める議案につきましては、これまでも男、女の記載がなかったものですから、これまでの慣例によってこのような記載にさせていただいたと。ただ、その中で男、女という記載はございますけれども、そのことが、この公平委員会の委員の議決事項に当たるかどうかということまでは、ちょっと考えておりませんでしたけれども、いずれにしても、これまでの慣例に従って、このような提案をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 ほかに男、女という印があるのであれば、これもやはりあったほうが、今、名前とか年で男か女かというのを区別するというのがなかなか難しい時代になってきていますよね。そのつけることがだめだということでなければ、つけていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 次回になりますけれども、その記載をした形で提案をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。
8番、竹田議員。

●竹田議員 ちなみに、この方は全部、女の方ですか、男の方ですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、提案者でありますので、今のご指摘に基づいてつけ加えさせていただきます。堀内博志、男、中居茂、男、馬場和男、男であります。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 この公平委員の共同設置規約というのがあるんですけど、きっとこれしかないのではないのかなと、公平委員を選任するための根拠というか。

それで、3名、今、選任していますよね。それは、3名とするというふうに決めているのは、どこで決めているのか、何が根拠なのか、教えてほしいというふうに思います。

それから、資料をいただいたんですけど、過去5期の委員の一覧をいただきました。私、結構長く議員をやっているものですから、相当以前は、こういうバランスではなかったような気がするんですよね。いつの間にか全部役場職員出身者で占められているというふうになっているんです。

それで、私ちょっといろんなことで危惧するんですけど、最近、厚岸町でも、教育委員長も監査委員も選挙管理委員長も、みんな元役場職員なんですよ。やはり全体的には、もう少し厚岸町に人材は、立派な人材がまだまだいらっしゃるのではないのかなと。他の町村だって同じではないのかなというふうに思うんです。そして、この3人のバランスが、やはり、例えば、以前は労働者のために組合運動で頑張った人だとか、あるいは管理職として立派に采配を振るった人だとか、あるいは営業ですばらしい実績を上げた、そういう人たちだとか、いろんな方々を上手に入れかえながらやっていくというのが人選のあり方ではないのかなというふうに私は考えるんです。そのあたりを、やはり、どういうふうに考えて、こういう人選になっているのか。過去、平成6年からですから、

その以前はどうだったのか、調べられるのかどうなのかわかりませんが、いつからこういう状況になっているのか、ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） お答えをいたします。

まず、1点目の公平委員会の委員の人数でございますけれども、これは、地方公務員法第9条の2第1項で、公平委員会は3人の委員をもって組織するという規定がございます。これに従ったものということでご理解いただきたいと思います。

それと、これはいつからかと言われると、もう少し時間を置いて、調べれば、さかのぼって調べることは可能かと思うんですけれども、現状、このような形でなっていると。

この公平委員会の委員の職務、権限でありますけれども、これも地方公務員法の第8条第2項に規定がされておりますが、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し判定し、及び必要な措置をとることということがまず1点。それと、職員に対する不利益な処分についての不服申立に対する採決または決定をすること。この二つ。さらには、職員の苦情を処理することということが大きな権限となっております。実際に、これまでも釧路町村公平委員会の中では、職員からの不利益な処分についての不服申し立て等々について、採決、決定を行ってきたということでございますけれども、これらの内容を見ますと、あとは職員団体の登録、これは新しい団体の登録は現在ありませんけれども、これらの職員に関する内容がほとんどの権限となっておりますし、話し合われる内容についてもこのことが中心となっていることから、その役場組織または一部事務組合の組織に精通をされている方々をそれぞれの町村で推薦をされているのかなというふうに感じております。

この公平委員会の共同設置規約の中でも、規定の中で関係町村長及び組合長が協議により定めた委員の候補者ということでございますので、これも、それぞれ町村の、これは周り順になっているそうですけれども、その中で、当番になった町村の中で、これら職務に精通した方を推薦という形をとっておられるということで、長年職員であった人たちが適任ということで判断をされていることというふうに認識をしているところでございます。

民間の方々ですとか、それ以外の方々が以前なっていたかどうかというのは、私はそこまで調べておりませんが、現状、このような形で今回上がってきておりますので、ご同意をいただきたく存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 1番目のはわかりました。こういうものできちっと決まっているものであるということが、そこまで私は調べておりませんでしたので、申しわけありません。

ただ、公平委員会の役割なんですけれども、何か問題が起きたときに公平に審査をしていただくということが大きな役割だと思うんです。そういう場合に、今、総務課長がおっしゃったように、精通した人が非常に適任だというふうにおっしゃいますけれども、行政

の側に非常に精通で有利な判断をされる方だけが集まったような委員構成になったのは困るんです。そのあたりは、良識ある人たちの候補者であるというふうに私は理解しますけれど、やはり、そういう中でも、ちょっと違う分野の人たちだって、それなりにきちっとした見解だとか、そういうものを持った人がたくさんおられると思うんです。そういう中では、やはり、こういう選任の仕方を、やっぱり一定のところで改善するというか、各町が協議して、次はどういう人を選ぶのかということも、役場の役職者の順送り、よく天下りだとかいろいろな言葉が使われていますけれど、公認ポストが用意されているような、この委員会自体、そんな高給を用意されている委員会ではないと思いますが、やはり、そういうふうに思われるのではまずいのではないのかなというふうに思うんですよね。ですから、やはり、さまざまな分野から人選をしていただくような仕組みも、今回は、これは仕方がないと思いますが、今後そういうことを十分検討されて当たってほしいし、各町村と協議もしていただきたいというふうに考えるんですけれど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、担当課長から公平委員会のあり方についてお話があったわけではありますが、改めて私からもお話をさせていただきたいと思いますが、公平委員会はやはり、公平審理による職員の利益の保護と苦情処理及び中立機関としての職員団体の登録の事務であります。それについては、合議体の執行機関であります。そのためには、より専門的で客観的な判断が行われること、及び、今、指摘されたとおりです、中立的に任務が遂行されること、委員は、その識見と専門的な知識に基づいて論議を尽くし、この要請に応えるべきである。そういうことでございますので、今回はそういうことでご提案をしておりますので、さらにまた、今後の選任の方法について考慮すべき点もあるんじゃないかなというご指摘であります。このことについては、町村会でいろいろとお話をしなければならぬ問題でありますので、私も、提案した以上は、町村会においても、こういうご意見があったということを伝えながら、町村会としての対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 町のほうでさかのぼって、今すぐ調べるのはちょっと難しいと。そんなことを聞かれても、5回が精いっぱいということなんですけど、以前は、郵便局長だとかいろんな方が選任されていたんですよ。ところが、いつの間にか、よくよく見たら役場職員だけというような状況になってきたんです。だから、その辺については、やっぱり、選任しやすいというのがあるのかどうなのかはわかりませんが、やはり、その辺、検討をしていただきたいということをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

資料といたしましては、平成6年からの資料になっております。その以前の問題については、今、お話がありましたが、精査をいたしまして、今後の協議の中で検討するものである、そういうふうを考えておりますので、調査をさせていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

議案第31号についてお諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第32号について質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第33号について質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 5 時06分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員